エネルギーの使用の合理化等に関する法律

省エネ法の概要

経済産業省
資源エネルギー庁

省エネ法の主な改正点について

東日本大震災後、日本は電力需給の逼迫に直面しました。従来からのエネルギーの使用の合理化（＝エネルギー効率の改善による化石燃料の有効利用の確保）の強化に加え、電力需給バランスを意識した（＝ピーク対策など時間の概念を含んだ）エネルギー管理が求められています。また、エネルギー消費量が、特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化する必要があります。
このような背景から省エネ法を改正し、（1）電気の需要の平準化の推進や（2）トップランナー制度の建築材料等への拡大等に関する措置を追加しました（平成25年5月31日公布）。また、その後もそれぞれの措置を具体化するため政令・省令・告示を改定しました。具体的な内容は、以下のとおりです。

（1）電気の需要の平準化*の推進【平成26年4月1日施行】

＊「電気の需要の平準化」とは、「電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させること」をいいます。

①新たな評価指標として電気需要平準化評価原単位を策定（P.9、19）
・電気の需要の平準化に資する措置を実施した事業者が省エネ法上不利な評価を受けないよう、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を見直し、新たな評価指標として電気需要平準化評価原単位を策定しました。

②電気需要平準化時間帯を設定（P.17）
・電気の需要の平準化を推進する必要がある時間帯を全国一律で夏期（7～9月）・冬期（12～3月）の8～22時に設定しました。

③工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針を策定（P.17～18）
・電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、自家発電設備の活用や蓄電池及び蓄熱システムの活用等の事業者が取り組むべき措置に関する指針を策定しました。

④定期報告書様式の変更（P.7、19、28～36）
・①～③の内容を踏まえ、電気需要平準化時間帯の電気使用量、電気需要平準化評価原単位とその悪化理由、電気の需要の平準化に資する取組を報告するための記載欄を追加しました。

（2）トップランナー制度の建築材料等への拡大【平成25年12月28日施行】

○建築材料のトップランナー制度の対象として、「断熱材」「サッシ・複層ガラス」を指定（P.25）
・建築材料のトップランナー制度の対象として、新たに「断熱材（押出法ポリスチレンフォーム、グラスウール、ロックウール）（平成25年12月28日施行）」「サッシ・複層ガラス（平成26年11月30日施行）」を指定し、省エネ基準等を策定しました。

（3）その他の改正事項

①ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直し【平成26年4月1日施行】（P.9）
・エネルギーマネジメントシステムの国際規格であるISO50001の活用の検討等について、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に規定しました。

②オンライン申請手続きの簡素化【平成26年4月1日施行】（P.20）
1）省エネ法に基づく各種提出書類について、ID及びパスワード（無償）による認証のみでオンライン申請を行うことが可能となりました。
2）定期報告書、中長期計画書及び計画書の提出について、使用可能な外部記憶媒体の種類が光ディスク（CD及びDVD）に変更となりました。

③エネルギー消費機器等の性能の向上に関する措置【平成25年11月1日施行】（P.25）
・エネルギー消費機器等のトップランナー制度の対象として、「三相誘導電動機」と「電球形LEDランプ」を指定し、省エネ基準等を策定しました。

④未利用熱活用制度の創設【平成28年3月30日施行】（P.19）
外部で発生した未利用熱を購入し、自社の工場等で使用した場合に省エネ取組として評価するため、定期報告のエネルギー消費原単位の算出にあたり、エネルギー使用量から差し引くこととしました。それに伴い、未利用熱の量の記載欄を追加しました。

⑤発電専用設備の新設に当たっての措置の見直し、電力供給業におけるベンチマーク制度の見直し【平成28年3月30日施行】（P.21）
電気事業法の改正により、一般・卸電気事業の区分がなくなることに加え、今般の小売り自由化に伴い、売電を主として発電事業に新規参入する事業者が多く見込まれるため、規制対象を見直しました。
また、電力供給業のベンチマーク制度を見直しました。それに伴い、電力供給業の記載欄を変更しました。

⑥コンビニエンスストア業のベンチマーク制度の開始【平成28年3月30日施行】（P.21）
コンビニエンスストア業のベンチマーク制度を、平成29年度定期報告より開始しました。

目　次

① 省エネ法とは? …… 2

② 省エネ法におけるエネルギーとは? …… 2

③ 省エネ法が規制する分野は? …… 2

④ 工場等に係る措置 …… 3

④-1 エネルギー管理業務フロー …… 3

④-2 規制の対象となる事業者 …… 4

④-3 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務内容 …… 5

④-4 エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数 …… 6

④-5 エネルギー使用量の原油換算方法 …… 7

④-6 エネルギー使用量を把握する際の留意点 …… 8

④-7 事業者が遵守すべき判断基準 …… 9

④-8 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（基準部分） …… 10

④-9 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針 …… 17

④-10 指針に定めた事業者が取り組むべき措置 …… 17

④-11 中長期計画書と定期報告書 …… 19

④-12 提出書類及び提出期限一覧 …… 20

④-13 各種書類の提出方法 …… 20

④-14 セクター別ベンチマーク …… 21

④-15 電力供給業におけるベンチマーク制度の見直し …… 21

④-16 共同省エネルギー事業 …… 22

④-17 行政によるチェック（事業者クラス分け評価制度） …… 22

④-18 登録調査機関による確認調査制度 …… 23

⑤ 輸送に係る措置 …… 24

⑥ 機械器具等に係る措置 …… 25

参考1 各種提出書類記入例 …… 26

エネルギー使用状況届出書　記入例 …… 26

エネルギー管理統括者選任届出書　記入例 …… 26

中長期計画書　記入例 …… 27

定期報告書　記入例 …… 28

参考2 各種支援策 …… 37

参考3 管理標準作成事例 …… 38

参考4 業務用ビルの省エネルギー対策事例 …… 40

参考5 省エネ法における手続スケジュール …… 41

1 省エネ法とは?

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置※1その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

※1:電気の需要の平準化については、平成25年改正時導入。

2 省エネ法におけるエネルギーとは?

省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。
廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

燃料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)

であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの

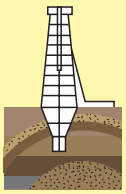

熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)

対象とならないもの:太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱

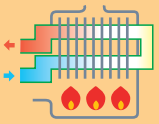

電気

- 上記に示す燃料を起源とする電気

対象とならないもの:太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気

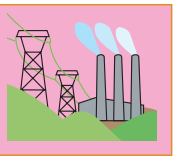

3 省エネ法が規制する分野は?

省エネ法が直接規制する事業分野としては、“工場等(工場又は事務所その他の事業場)”、“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具等(エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料)”の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象となります。

なお、本パンフレットでは、主に工場等に係る措置についての概要を記載しています。

工場等	●工場等を設置して事業を行う者 ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等)を設置して事業を行う者
輸送※2	●輸送事業者:貨物・旅客の輸送を業として行う者 ●荷主:自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者
住宅・建築物	●建築時※3:住宅・建築物の建築主 ●増改築、大規模改修時※3:住宅・建築物の所有者・管理者 ●特定住宅(戸建て住宅)※3:住宅供給事業者(住宅事業建築主)
機械器具等	●エネルギー消費機器等の製造又は輸入事業者 ●熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入事業者

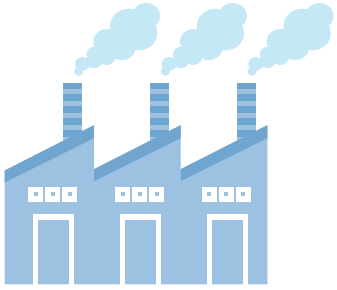

※2:自家輸送を含みます。
※3:平成29年4月1日より「建築物省エネ法」において措置

4 工場等に係る措置

4-1 エネルギー管理業務フロー

エネルギーを使用して事業を営む者は、省エネ法の下、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければなりません。エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を推進するための一般的な管理の流れは以下のとおりとなっています。事業者はまず適切なエネルギー管理を行うために管理体制を整備し、自らのエネルギー使用量を把握することから始めることになります。

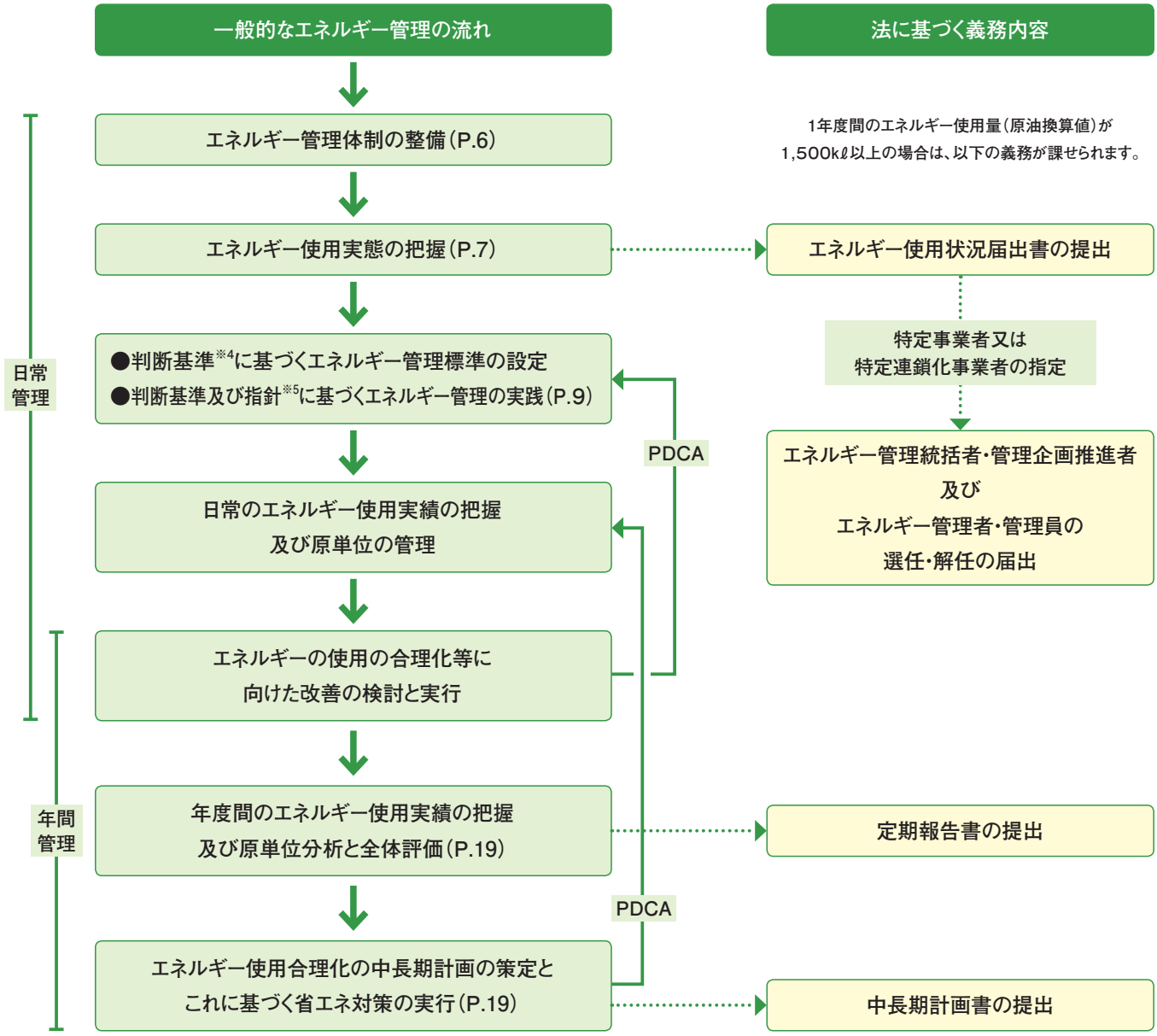

※4：判断基準とは、エネルギーを使用して事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。
詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

※5：指針とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。
詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

④-2 規制の対象となる事業者

●事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

事業者単位[注1]（企業単位）のエネルギー管理の規制体系となっています。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国に届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

事業者単位（企業単位）の法体系（事業者全体としてのエネルギー管理）

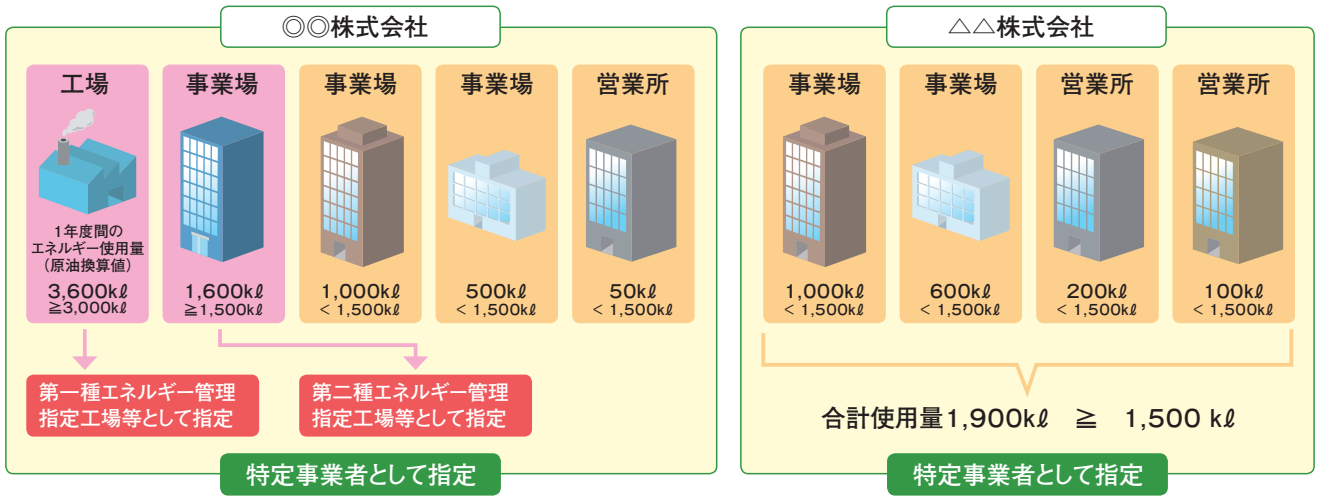

●フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者[注2]となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

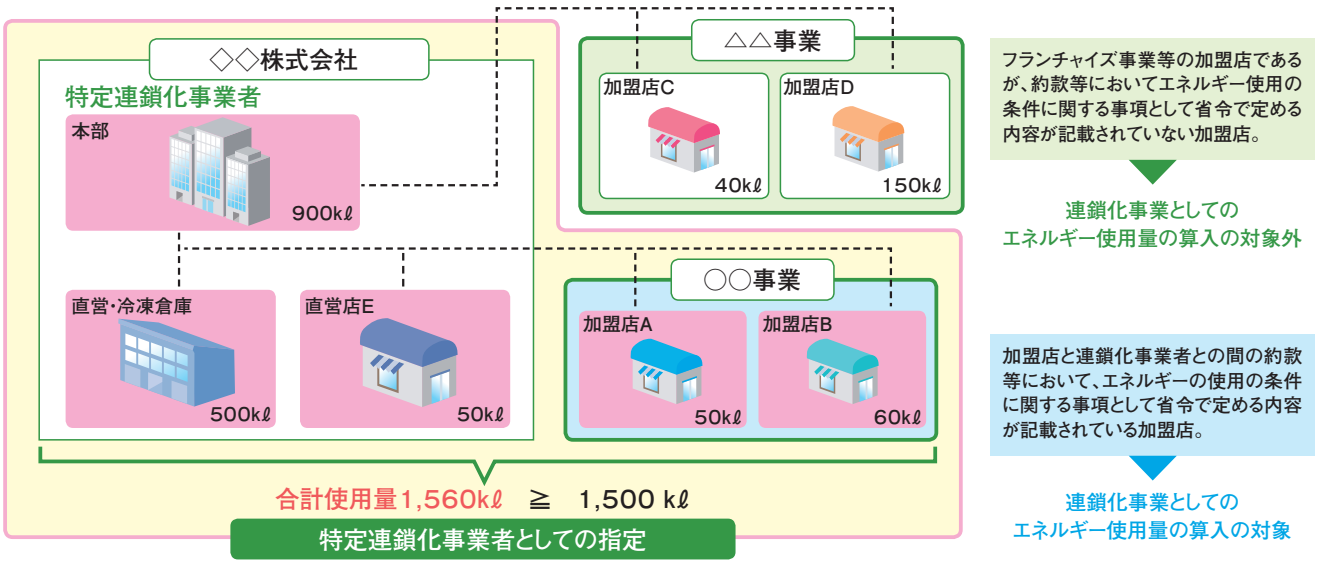

注1：事業者単位の範囲とは?

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者とは?

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の（1）及び（2）の両方の事項を加盟店との約款等[※6]で満たしている事業者をいいます（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第22条の2）。

（1）本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。

（2）加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- ●空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- ●冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- ●照明器具の機種、性能又は使用方法
- ●調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※6：本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守するといった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針、行動規範又はマニュアル等に（1）及び（2）の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

④-3 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500 kℓ／年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

●事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量（原油換算値 kℓ）		1,500 kℓ／年度以上	1,500 kℓ／年度未満
事業者の区分		特定事業者又は特定連鎖化事業者	ー
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者	ー
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）（P.10） 指針に定めた措置の実践（燃料転換、稼動時間の変更等）（P.17）	
事業者の目標		中長期的にみて年平均1％以上のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の低減（P.19）	
行政によるチェック		指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応（指示に従わない場合、公表・命令）等（P.22）	指導・助言への対応

●特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量（原油換算値 kℓ）	3,000 kℓ／年度以上		1,500 kℓ／年度以上～3,000 kℓ／年度未満	1,500 kℓ／年度未満
指定区分	第一種エネルギー管理指定工場等		第二種エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者	第一種指定事業者	第二種特定事業者	ー
業種	製造業等5業種（鉱業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種（ホテル、病院、学校等）	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	ー

●特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出すべき書類

提出書類	提出期限	提出先
定期報告書	毎年度7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業所管省庁
中長期計画書	毎年度7月末日	
エネルギー管理者等の選解任届	選解任のあった日後、最初の7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局

④-4 エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数

●エネルギー管理統括者等の役割、選任･資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任･資格要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者（省エネ法第7条の2）	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	―	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者（役員クラスを想定）	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者（省エネ法第7条の3）	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	―	エネルギー管理士[注3]又はエネルギー管理講習修了者[注4]	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー管理者（省エネ法第8条）	―	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理（第一種指定事業者を除く）	エネルギー管理士[注3]	
エネルギー管理員（省エネ法第13条）	―	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理（第一種指定事業者の場合）	エネルギー管理士[注3]又はエネルギー管理講習修了者[注4]	
		第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理		

●エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分			選任数
エネルギー管理統括者	特定事業者又は特定連鎖化事業者			1人
エネルギー管理企画推進者	特定事業者又は特定連鎖化事業者			1人
エネルギー管理者	（第一種指定事業者を除く）第一種特定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種））	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ／年度以上	2人
			10万kℓ／年度未満	1人
		②製造業（コークス製造業を除く）、鉱業の場合	10万kℓ／年度以上	4人
			5万kℓ／年度以上10万kℓ／年度未満	3人
			2万kℓ／年度以上5万kℓ／年度未満	2人
			2万kℓ／年度未満	1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種以外））			1人
	第二種特定事業者（第二種エネルギー管理指定工場等）			1人

エネルギー管理統括者等は、一定の条件を満たす場合に限り、兼任（施行規則第6条第2項及び第3項、第6条の4第2項、第8条第2項、第11条第2項）、外部委託を認めています。　詳細については、以下のURLを御参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

注3:エネルギー管理士の免状を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するかエネルギー管理研修を修了することが必要です。

- エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者等に選任することができます。
- エネルギー管理士免状は、以下のいずれかに該当する者が、免状交付申請を行うことにより交付を受けられます。
  - ①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者
  - ②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者

注4:エネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に選任することができます。

- 指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- エネルギー管理講習は、受講資格に制限がなく、誰でも受講できます。
- 事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的*に資質向上講習を受講させなければなりません（*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度）。

④-5 エネルギー使用量の原油換算方法

❶ 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。

❷ ❶の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。

❸ ❷を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。

❹ ❸の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数［kℓ／GJ］）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）※7を求めてください。

※7： 以下の表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。以下のURLのツール（xlsファイル）を御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

エネルギー使用量（原油換算値）簡易計算表

エネルギーの種類			使用量 単位	使用量 数値	使用量 熱量 GJ	換算係数 数値	換算係数 単位
燃料及び熱	原油		kℓ			38.2	GJ/kℓ
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ			35.3	GJ/kℓ
	揮発油（ガソリン）		kℓ			34.6	GJ/kℓ
	ナフサ		kℓ			33.6	GJ/kℓ
	灯油		kℓ			36.7	GJ/kℓ
	軽油		kℓ			37.7	GJ/kℓ
	A重油		kℓ			39.1	GJ/kℓ
	B・C重油		kℓ			41.9	GJ/kℓ
	石油アスファルト		t			40.9	GJ/t
	石油コークス		t			29.9	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）※8	t			50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m³			44.9	GJ/千m³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t			54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m³			43.5	GJ/千m³
	石炭	原料炭	t			29.0	GJ/t
		一般炭	t			25.7	GJ/t
		無煙炭	t			26.9	GJ/t
	石炭コークス		t			29.4	GJ/t
	コールタール		t			37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		千m³			21.1	GJ/千m³
	高炉ガス		千m³			3.41	GJ/千m³
	転炉ガス		千m³			8.41	GJ/千m³
	その他の燃料	都市ガス △△※9	千m³				GJ/千m³
			*				GJ/*
			**				GJ/**
	産業用蒸気		GJ			1.02	（換算係数）
	産業用以外の蒸気		GJ			1.36	
	温水		GJ			1.36	
	冷水		GJ			1.36	
	小計①		GJ				
電気	電気事業者※10	昼間買電	千kWh			9.97	GJ/千kWh
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯※11	千kWh	（ ）※12	（ ）※12	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh			9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh			9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh				GJ/千kWh
	小計②		千kWh				
合　計　GJ　（③＝①＋②）							
原油換算　kℓ						0.0258	kℓ/GJ
前年度原油換算 kℓ							
対前年度比（%）							

□ の欄を入力すれば、原油換算値 が計算されます。

※8： ガス会社からの使用量が“m³（立法メートル）”で表示されている場合、“t（トン）”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m³	1／502［t］
ブタン	1m³	1／355［t］
プロパン・ブタンの混合	1m³	1／458［t］

※9： 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」（△△は、5C、13A等）と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※10： 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※11： 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までをいいます。

※12：「（ ）」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

1年度間のエネルギー使用量 1,500kℓの目安

事業所の立地条件（所在地等）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院）等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると以下のとおりです。

●小売店舗（延べ床面積）
約3万㎡　程度
●オフィス・事務所（電力使用量）
約600万kWh／年度　程度
●ホテル（客室数）
300～400室　程度
●病院（病床数）
500～600床　程度
●コンビニエンスストア（店舗数）
30～40店舗　程度
●ファーストフード店（店舗数）
25店舗　程度
●ファミリーレストラン（店舗数）
15店舗　程度
●フィットネスクラブ
8店舗　程度

④-6 エネルギー使用量を把握する際の留意点

テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又はテナント側のみの努力だけでは省エネルギーにつながらない場合が多くあります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。
今般の省エネ法の改正に伴い、事業者は新たに電気需要平準化時間帯の電気使用量を報告することとなりますが、電気需要平準化時間帯の電気使用量についても、これまでの運用と同様の報告範囲とし、また、これまでと同様の手法によって推計した電気使用量を用いて報告することができます。

- オーナーは、テナントがエネルギー管理権原※13を有している設備以外のエネルギー使用量を報告。
- テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に係る全てのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明等）を報告。
- オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要（判断基準にも規定）。
- テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- 推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。

※13：エネルギー管理権原 …… 設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告のイメージ

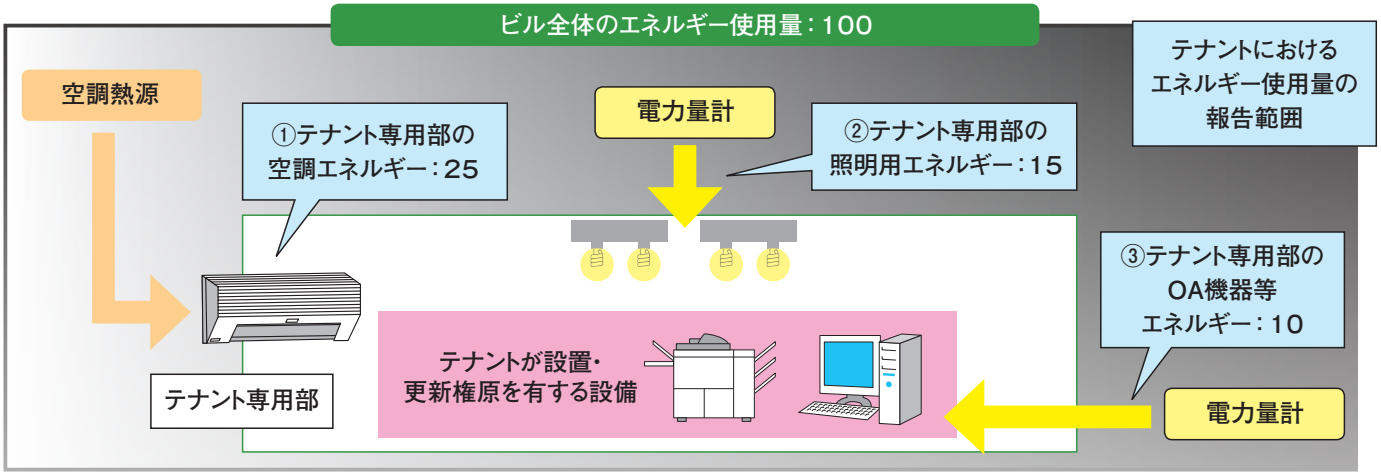

オーナーが報告するエネルギー使用量：「（ビル全体のエネルギー使用量）－③」＝100－10＝90
テナントが報告するエネルギー使用量：「①＋②＋③」＝25＋15＋10＝50

地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

同一敷地内又は隣接した敷地に工場が設置されている場合がありますが、以下の条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告※14することもできます。

条　件

1. 両工場に地縁的一体性※15が認められること。
2. A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ／年度以上であること。
3. 「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること※16。
4. 前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。

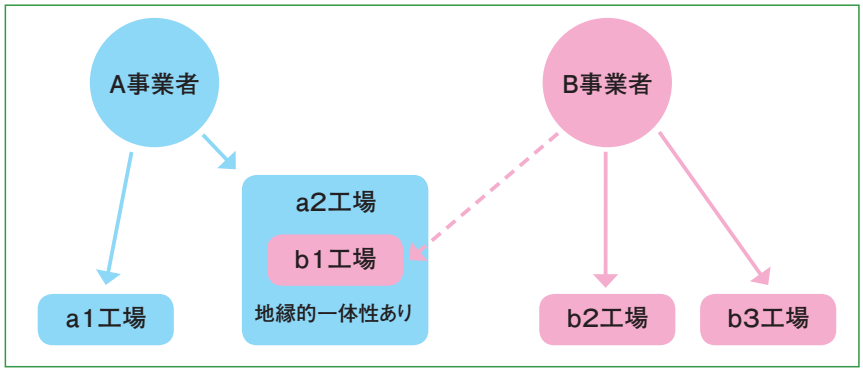

※14：A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化に努めることが必要です。
※15：同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。
※16：覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国に提出する必要はありませんが、事業者両者で保管しておく必要があります。

④-7 事業者が遵守すべき判断基準

●判断基準とは（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号））

■判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。

■各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

■電気の需要の平準化に資する措置を実施した事業者が省エネ法上不利な評価を受けないよう、エネルギーの使用の合理化の目標の指標として、「電気需要平準化評価原単位」を新たに策定しました。（P.19参照）

■判断基準は基準部分と目標部分で構成されています。概要は以下のとおりです。

●判断基準の構成

エネルギーの使用の合理化の基準（基準部分）

前段（P.10）

●事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下のアからクまでの8項目を規定

ア.管理体制を整備
イ.責任者（エネルギー管理統括者）を配置
ウ.取組方針（省エネに関する目標、設備新設・更新に対する方針等）を規定
エ.取組方針の遵守状況を確認・評価、改善指示
オ.取組方針、遵守状況の評価手法を定期的に精査、変更
カ.省エネに必要な資金、人材を確保
キ.従業員に対して、取組方針を周知、省エネに関する教育を実施
ク.エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の書面の作成等により、状況の把握と管理

1.専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項（P.10）

●主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置に関する基準を規定

（1）空気調和設備、換気設備
（2）ボイラー設備、給湯設備
（3）照明設備、昇降機、動力設備
（4）受変電設備、BEMS
（5）発電専用設備及びコージェネレーション設備
（6）事務用機器、民生用機器
（7）業務用機器
（8）その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2.工場等（1.に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項（P.12）

●エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置に関する基準を規定

（1）燃料の燃焼の合理化
（2）加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
（3）廃熱の回収利用
（4）熱の動力等への変換の合理化
（5）放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
（6）電気の動力、熱等への変換の合理化

エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（目標部分）

前段

●事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定

・設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1％以上低減の努力
・指標（ベンチマーク）達成に向けての努力
・ISO50001の活用の検討　等

1.エネルギー消費設備等に関する事項

1−1.専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

●主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（1）空気調和設備
（2）換気設備
（3）ボイラー設備
（4）給湯設備
（5）照明設備
（6）昇降機
（7）BEMS
（8）コージェネレーション設備
（9）電気使用設備

1−2.工場等（1−1.に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

●主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（1）燃焼設備
（2）熱利用設備
（3）廃熱回収装置
（4）コージェネレーション設備
（5）電気使用設備
（6）空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等
（7）照明設備
（8）工場エネルギー管理システム

2.その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

（1）熱エネルギーの効率的利用のための検討
（2）余剰蒸気の活用等
（3）未利用エネルギーの活用
（4）エネルギーの使用の合理化に関するサービス提供事業者の活用
（5）エネルギーの地域での融通
（6）エネルギーの使用の合理化に関するツールや手法の活用

④-8 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（基準部分）

判断基準（P.9参照）のうち、基準部分の概要を示します。目標部分を含めた告示の詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

0. 事業者全体

ア.	事業者は、その設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。
イ.	ア.で整備された管理体制には責任者（特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理統括者」）を配置すること。
ウ.	事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。
エ.	事業者は、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。
オ.	取組方針及び遵守状況の評価手法については、定期的に精査を行い必要に応じ変更すること。
カ.	エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。
キ.	事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。
ク.	事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア.の管理体制、ウ.の取組方針及びエ.の遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。

1. 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
（1）空気調和設備、換気設備に関する事項	①空気調和設備、換気設備の管理 ア.空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。 イ.空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、空気比についての管理標準を設定して行うこと。 ウ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱源設備から冷水等により空気調和機設備に熱搬送する設備（以下「熱搬送設備」という。）、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 エ.空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 オ.熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 カ.空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 キ.換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては換気の目的、場所に合わせたものとすること。	②空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録 ア.空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。 イ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。 ウ.換気を施す区画ごとに、温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③空気調和設備、換気設備の保守及び点検 ア.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 イ.空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 ウ.換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	④空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置 ア.空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条に基づき定める建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項（以下「建築物判断基準」という。）中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 （ア）熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 （イ）ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 （ウ）負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 （エ）空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 （オ）夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 （カ）蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合は、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。 （キ）エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 （ク）空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとすること。 イ.エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項により定められたエネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」という。）に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。 ウ.換気設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とするなどの措置を講じることにより、建築物判断基準中、機械換気設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項	①ボイラー設備、給湯設備の管理 ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定して行うこと。 イ.ア.の管理標準は、別表第1(A)に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。 ウ.ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。 エ.ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行うこと。なお、給水水質の管理は、日本工業規格B8223(ボイラーの給水及びボイラー水の水質)に規定するところ(これに準ずる規格を含む。)により行うこと。 オ.複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とすること。 カ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。 キ.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 ク.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。	②ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 ア.ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。 イ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検 ア.ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 イ.ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 ウ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	④ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置 ア.ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第2(A)に掲げる廃ガス温度を超過する場合は廃熱利用の措置を講ずること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講ずること。 イ.ボイラー設備を新設する場合は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコノマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。 ウ.負荷の変動が予想されるボイラー設備は、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。 エ.給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。 (ア)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとすること。 (イ)使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。 (ウ)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。 オ.特定エネルギー消費機器に該当するボイラー設備、給湯設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項	①照明設備、昇降機の管理 ア.照明設備は、日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行うこと。 イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。	②照明設備に関する計測及び記録 照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。	③照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 ウ.給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械(電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。)、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④照明設備、昇降機の新設に当たっての措置 ア.照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 (ア)電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。 (イ)高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。 (ウ)清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (エ)照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (オ)昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (カ)不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。 イ.特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。 ウ.昇降機を新設する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。
(4) 受変電設備、BEMSに関する事項	①受変電設備の管理 ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 イ.受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理すること。	②受変電設備に関する計測及び記録 事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③受変電設備の保守及び点検 受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④受変電設備、BEMSの新設に当たっての措置 ア.受変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。 イ.特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。 ウ.電気を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価をするためにBEMSの採用を考慮すること。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備に関する事項	①発電専用設備及びコージェネレーション設備の管理 ア.ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（以下「発電専用設備」という。）にあっては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。 イ.コージェネレーション設備に使用されるガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、管理標準を設定して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じ総合的な効率を高めるものとすること。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。	②発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録 発電専用設備及びコージェネレーション設備については、補機等を含めた総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測を行い、その結果を記録すること。	③発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検 発電専用設備及びコージェネレーション設備を利用する場合には、補機等を含めた総合的な効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たっての措置 ア.発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。 イ.発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。 ウ.コージェネレーション設備を新設する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと。
(6) 事務用機器、民生用機器に関する事項	①事務用機器の管理 事務用機器の管理は、不要運転等がなされないよう管理標準を設定して行うこと。		②事務用機器の保守及び点検 事務用機器については、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。	③事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置 特定エネルギー消費機器に該当する事務用機器、民生用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
(7) 業務用機器に関する事項	①業務用機器の管理 厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等の必要な事項について管理標準を設定して行うこと。	②業務用機器に関する計測及び記録 業務用機器の稼働状態の把握及び改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③業務用機器の保守及び点検 業務用機器は、保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	④業務用機器の新設に当たっての措置 ア.業務用機器の新設に当たっては、エネルギー効率の高い機器を選定すること。 イ.熱を発生する業務用機器の新設に当たっては、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。 ウ.特定エネルギー消費機器に該当する業務用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
(8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項	事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。			

2.工場等（1.に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	①燃料の燃焼の管理 ア.燃料の燃焼の管理は、燃料の燃焼を行う設備（以下「燃焼設備」という。）及び使用する燃料の種類に応じて、空気比についての管理標準を設定して行うこと。 イ.ア.の管理標準は、別表第１（A）に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。 ウ.複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての熱効率（投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。）が高くなるように管理標準を設定し、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整すること。 エ.燃料を燃焼する場合には、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転条件に関する管理標準を設定し、適切に運転すること。	②燃料の燃焼に関する計測及び記録 燃焼設備ごとに、燃料の供給量、燃焼に伴う排ガスの温度、排ガス中の残存酸素量その他の燃料の燃焼状態の把握及び改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③燃焼設備の保守及び点検 燃焼設備は、保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	④燃焼設備の新設に当たっての措置 ア.燃焼設備を新設する場合には、バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものとすること。 イ.燃焼設備を新設する場合には、通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとすること。
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (2−1) 加熱設備等	①加熱及び冷却並びに伝熱の管理 ア.蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾燥設備、熱交換器等については、加熱及び冷却並びに伝熱（以下「加熱等」という。）に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び量並びに供給される熱媒体の温度、圧力及び量について管理標準を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすこと。	②加熱等に関する計測及び記録 被加熱物又は被冷却物の温度、加熱等に用いられる蒸気等の熱媒体の温度、圧力及び流量その他の熱の移動の状態の把握及び改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③加熱等を行う設備の保守及び点検 ボイラー、工業炉、熱交換器等の伝熱面その他の伝熱に係る部分の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的にばいじん、スケールその他の付着物を除去し、伝熱性能の低下を防止すること。	④加熱等を行う設備の新設に当たっての措置 加熱等を行う設備（建築設備を除く。）を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じること。また、建築設備である加熱設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、空気調和及び給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 ア.熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。 イ.熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (2－1) 加熱設備等	①加熱及び冷却並びに伝熱の管理 イ.加熱、熱処理等を行う工業炉については、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるように管理標準を設定し、ヒートパターン(被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。以下同じ。)を改善すること。 ウ.加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置について管理標準を設定し、過大負荷及び過小負荷を避けること。 エ.複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率が高くなるように管理標準を設定し、それぞれの設備の負荷を調整すること。 オ.加熱を反復して行う工程においては、管理標準を設定し、工程間の待ち時間を短縮すること。 カ.加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては、管理標準を設定し、運転を集約化すること。 キ.ボイラーへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈澱を防止するよう水質に関する管理標準を設定して行うこと。給水の水質の管理は、日本工業規格B8223(ボイラーの給水及びボイラー水の水質)に規定するところ(これに準ずる規格を含む。)により行うこと。 ク.蒸気を用いる加熱等を行う設備については、不要時に蒸気供給バルブを閉止すること。 ケ.加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度を維持すること。 コ.その他、加熱等の管理は、被加熱物及び被冷却物の温度、加熱等に用いられる蒸気等の熱媒体の温度、圧力及び流量その他の加熱等に係る事項についての管理標準を設定して行うこと。			
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (2－2) 空気調和設備、給湯設備	①空気調和設備、給湯設備の管理 ア.製品製造、貯蔵等に必要な環境の維持、作業員のための作業環境の維持を行うための空気調和においては、空気調和を施す区画を限定し負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、温度、換気回数、湿度等についての管理標準を設定して行うこと。 イ.工場内にある事務所等の空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。 ウ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 エ.空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 オ.熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 カ.空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。	②空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録 ア.空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。 イ.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。 ウ.給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③空気調和設備、給湯設備の保守及び点検 ア.空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 イ.給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 ウ.空気調和設備、給湯設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	④空気調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置 ア.空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 (ア) 熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (イ) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 (ウ) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 (エ) 空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (オ) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 (カ) 熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。 (キ) 作業場全域の空気調和を行うことが不要な場合は、作業者の近傍のみに局所空気調和を行う、あるいは放射暖房などにより空気調和に要する負荷を低減すること。また、空気調和を行う容積等を極小化すること。 (ク) 建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空気調和に要する負荷を低減すること。 (ケ) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 (コ) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、工場エネルギー管理システム等のシステムの採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとすること。 イ.給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。 (ア) 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとすること。 (イ) 使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。 (ウ)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。 ウ.特定エネルギー消費機器に該当する空気調和設備、給湯設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 （2―2） 空気調和設備、給湯設備	①空気調和設備、給湯設備の管理 キ.給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。 ク.給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。 ケ.給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼動台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。			
(3) 廃熱の回収利用	①廃熱の回収利用の基準 ア.排ガスの廃熱の回収利用は、排ガスを排出する設備等に応じ、廃ガスの温度又は廃熱回収率について管理標準を設定して行うこと。 イ.ア.の管理標準は、別表第2(A)に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ廃熱回収率を高めるように設定すること。 ウ.蒸気ドレンの廃熱の回収利用は、廃熱の回収を行う蒸気ドレンの温度、量及び性状の範囲について管理標準を設定して行うこと。 エ.加熱された固体若しくは流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等の回収利用は、回収を行う範囲について管理標準を設定して行うこと。 オ.排ガス等の廃熱は、原材料の予熱等その温度、設備の使用条件等に応じた適確な利用に努めること。	②廃熱に関する計測及び記録 廃熱の温度、熱量、廃熱を排出する熱媒体の成分その他の廃熱の状況を把握し、その利用を促進するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③廃熱回収設備の保守及び点検 廃熱の回収利用のための熱交換器、廃熱ボイラー等（以下「廃熱回収設備」という。）は、伝熱面等の汚れの除去、熱媒体の漏えい部分の補修等廃熱回収及び廃熱利用の効率を維持するための事項に関する保守及び点検について管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④廃熱回収設備の新設に当たっての措置 ア.廃熱を排出する設備から廃熱回収設備に廃熱を輸送する煙道、管等を新設する場合には、空気の侵入の防止、断熱の強化その他の廃熱の温度を高く維持するための措置を講ずること。 イ.廃熱回収設備を新設する場合には、廃熱回収率を高めるように伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等の措置を講ずること。
(4) 熱の動力等への変換の合理化 （4―1） 発電専用設備	①発電専用設備の管理 ア.発電専用設備にあっては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。 イ.火力発電所の運用に当たって蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、最適化について管理標準を設定して行うこと。	②発電専用設備に関する計測及び記録 発電専用設備については、総合的な効率の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測を行い、その結果を記録すること。	③発電専用設備の保守及び点検 発電専用設備を利用する場合には、総合的な効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④発電専用設備の新設に当たっての措置 ア.発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。 イ.発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。この際、別表6に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第2の2に掲げる発電効率以上のものとすること。
(4) 熱の動力等への変換の合理化 （4―2） コージェネレーション設備	①コージェネレーション設備の管理 ア.コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、管理標準を設定して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとすること。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。 イ.抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、管理標準を設定して行うこと。	②コージェネレーション設備に関する計測及び記録 ア.コージェネレーション設備に使用するボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等については、負荷の増減に応じた総合的な効率の改善に必要な計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測を行い、その結果を記録すること。 イ.抽気タービン又は背圧タービンを許容される最低の抽気圧力又は背圧に近い圧力で運転する場合には、運転時間、入口圧力、抽気圧力又は背圧、出口圧力、蒸気量等の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③コージェネレーション設備の保守及び点検 コージェネレーション設備は、総合的な効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④コージェネレーション設備の新設に当たっての措置 コージェネレーション設備を新設する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止（5－1） 放射、伝導等による熱の損失の防止	①断熱の基準 ア.熱媒体及びプロセス流体の輸送を行う配管その他の設備並びに加熱等を行う設備（以下「熱利用設備」という。）の断熱化の工事は、日本工業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準ずる規格に規定するところにより行うこと。 イ.工業炉を新たに炉床から建設するときは、別表第3（A）に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は1日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものにあっては、別表第3（A）に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講ずること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、別表第3（A）に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講ずること。	②熱の損失に関する計測及び記録 加熱等を行う設備ごとに、炉壁外面温度、被加熱物温度、廃ガス温度等熱の損失状況を把握するための事項及び熱の損失改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果に基づく熱勘定等の分析を行い、その結果を記録すること。	③熱利用設備の保守及び点検 ア.熱利用設備は、断熱工事等熱の損失の防止のために講じた措置の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 イ.スチームトラップは、その作動の不良等による蒸気の漏えい及びトラップの詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④熱利用設備の新設に当たっての措置 ア.熱利用設備を新設する場合には、断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の利用、断熱の二重化等断熱性を向上させること。また、耐火断熱材を使用する場合は、十分な耐火断熱性能を有する耐火断熱材を使用すること。 イ.熱利用設備を新設する場合には、熱利用設備の開口部については、開口部の縮小又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等により、放散及び空気の流出入による熱の損失を防止すること。 ウ.熱利用設備を新設する場合には、熱媒体を輸送する配管の径路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止（5－2） 抵抗等による電気の損失の防止	①受変電設備及び配電設備の管理 ア.変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 イ.受変電設備の配置の適正化及び配電方式の変更による配電線路の短縮、配電電圧の適正化等について管理標準を設定し、配電損失を低減すること。 ウ.受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第4に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合はこの限りでない。 エ.進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように管理標準を設定して管理すること。 オ.三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧の不平衡を防止するよう管理標準を設定して行うこと。 カ.電気を使用する設備（以下「電気使用設備」という。）の稼働について管理標準を設定し、調整することにより、工場における電気の使用を平準化して最大電流を低減すること。 キ.その他、電気使用設備への電気の供給の管理は、電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電設備及び配電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項について管理標準を設定して行うこと。	②受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録 工場における電気の使用量並びに受変電設備及び配電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③受変電設備及び配電設備の保守及び点検 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④受変電設備及び配電設備の新設に当たっての措置 ア.受変電設備及び配電設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。 イ.特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化 (6—1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	①電動力応用設備、電気加熱設備等の管理 ア.電動力応用設備については、電動機の空転による電気の損失を低減するよう、始動電力量との関係を勘案して管理標準を設定し、不要時の停止を行うこと。 イ.複数の電動機を使用するときは、それぞれの電動機の部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 ウ.ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械については、使用端圧力及び吐出量の見直しを行い、負荷に応じた運転台数の選択、回転数の変更等に関する管理標準を設定し、電動機の負荷を低減すること。なお負荷変動幅が定常的な場合は、配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策を検討すること。 エ.誘導炉、アーク炉、抵抗炉等の電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱及び廃熱回収利用(排気のある設備に限る。)に関して管理標準を設定し、その熱効率を向上させること。 オ.電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等に関して管理標準を設定し、その電解効率を向上させること。 カ.その他、電気の使用の管理は、電動力応用設備、電気加熱設備等の電気使用設備ごとに、その電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。	②電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録 電動力応用設備、電気加熱設備等の設備については、電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	③電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検 ア.電動力応用設備は、負荷機械、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 イ.ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管やダクト等の抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 ウ.電気加熱設備及び電解設備は、配線の接続部分、開閉器の接触部分等における抵抗損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。	④電動力応用設備の新設に当たっての措置 電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化 (6—2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	①照明設備、昇降機、事務用機器の管理 ア.照明設備については、日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、調光による減光又は消灯についての管理標準を設定し、過剰又は不要な照明をなくすこと。 イ.昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。 ウ.事務用機器については、不要時において適宜電源を切るとともに、低電力モードの設定を実施すること。	②照明設備に関する計測及び記録 照明設備については、照明を施す作業場等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。	③照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検 ア.照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 イ.昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。 ウ.事務用機器は、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。	④照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置 ア.照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 (ア)電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)等省エネルギー型設備を考慮すること。 (イ)高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備を考慮すること。 (ウ)清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (エ)照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (オ)昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (カ)不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を講ずること。 イ.昇降機を新設する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 ウ.特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器、事務用機器及び民生用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

④-9 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

●工場等における指針とは （工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年12月27日経済産業省告示第271号））

■工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（以下「指針」という。）とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。

■指針において、電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯（電気需要平準化時間帯）を、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までと定めています。（全国一律）

■各事業者はこの指針に基づき、電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換や電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更などの電気の需要の平準化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

前段
●事業者が電気の需要の平準化に資する措置を実施するに当たり、特に重要かつ共通的な事項について規定
- 電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化の関係
- 電気需要平準化時間帯
- 取組方針の策定及び時間帯別の電気使用量の把握並びに電気需要平準化評価原単位を指標とした電気需要平準化に資する措置の実施
- 電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項（エネルギーの使用の合理化を著しく妨げないこと、地域の需給状況に応じて適切に対応すること、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないようにすること）

1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
- **1－1 自家発電設備の活用**
  ●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
  （1）コージェネレーション設備　（2）発電専用設備
- **1－2 空気調和設備等の熱源の変更**
  ●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
  （1）空気調和設備　（2）加熱設備

2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更
- **2－1 電気を消費する機械器具の稼働時間の変更**
  ●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
  （1）電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具
  （2）民生用機械器具
- **2－2 蓄電池及び蓄熱システムの活用**
  ●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
  （1）蓄電池　（2）蓄熱システム

3 その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置
- **（1）エネルギーの使用の合理化に関する措置**
  ①電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底
  ②電気の使用量の計測管理の徹底
- **（2）電気需要平準化に資するサービスの活用**

④-10 指針に定めた事業者が取り組むべき措置

前段を含めた指針の詳細については、下記URLをご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

1－1 自家発電設備の活用	
（1）コージェネレーション設備	ア.ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン、燃料電池等のコージェネレーション設備の導入を検討すること。 イ.コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、熱及び電気の需要の実績並びに将来の見通しについて十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のものとすること。 ウ.コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、空気調和設備等の電気需要平準化時間帯において電気の消費量が大きい機器について、コージェネレーション設備の運転により発生する排熱を利用できる機器の設置を併せて検討すること。 エ.定期点検等は、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需要平準化時間帯における発電に努めること。 オ.電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。
（2）発電専用設備	ア.ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の発電専用設備の導入を検討すること。 イ.発電専用設備を新設又は更新する場合には、電気の需要の実績及び将来の見通しについて十分な検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。 ウ.発電専用設備を新設又は更新する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、著しくこれを下回らないものとすること。 エ.定期点検等は、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需要平準化時間帯における発電に努めること。 オ.電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。

1－2　空気調和設備等の熱源の変更	
(1) 空気調和設備	ア.ガスエンジンヒートポンプ、吸収式冷温水機等の燃料を消費する設備や排熱投入形吸収式冷温水機等の排熱を有効利用した熱源設備の導入を検討すること。 イ.燃料や熱を消費する空気調和設備を新設又は更新する場合には、ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 ウ.燃料や熱を消費する空気調和設備を新設又は更新する場合には、負荷の変動に応じて適切な台数分割や台数制御により部分負荷運転時に効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。 エ.電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、空気調和設備が電気を消費する設備と燃料や熱を消費する設備とで構成されている場合は、電気需要平準化を優先し、燃料や熱を消費する設備の運転に努めること。
(2) 加熱設備	ア.ガス炉等の燃料を消費する加熱設備や蒸気式乾燥機等の熱を消費する加熱設備の導入を検討すること。 イ.燃料や熱を消費する加熱設備を新設又は更新する場合には、熱交換に係る部分には熱伝導率の高い材料を用いること。 ウ.燃料や熱を消費する加熱設備を新設又は更新する場合には、熱交換器の適正化により総合的な熱効率を向上すること。 エ.電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、熱処理炉や乾燥機等の加熱設備が電気を消費する設備と燃料や熱を消費する設備とで構成されている場合は、電気需要平準化を優先し、燃料や熱を消費する設備の運転に努めること。

2　電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

2－1　電気を消費する機械器具の稼働時間の変更	
(1) 電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具	ア.電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具については、製造工程等の自動化により電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への稼働時間の変更が可能な設備の導入を検討すること。 イ.電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具を有する場合には、従業員への負担の増加につながらないよう十分留意の上、電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加等による電気需要平準化時間帯における運転時間の減少や稼働台数の削減等を通じて、電気の消費抑制に努めること。
(2) 民生用機械器具	ア.民生用機械器具については、電気需要平準化に資する運転が可能な設備の設置を検討すること。 イ.自動販売機等の民生用機械器具を有する場合には、電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加等により、電気需要平準化時間帯における稼働の最適化を通じて、電気の消費抑制に努めること。

2－2　蓄電池及び蓄熱システムの活用	
(1) 蓄電池	ア.鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池、リチウムイオン電池等の蓄電池の導入を検討すること。 イ.蓄電池を新設又は更新する場合には、充放電効率が高い設備の採用を検討すること。 ウ.蓄電池を新設又は更新する場合には、電気需要平準化時間帯における電気の需要及び蓄電池の特性等を考慮し、適切な最大出力及び蓄電容量の設備を設置すること。 エ.電気需要平準化時間帯における電気の需要に対応するため、電気需要平準化時間帯以外の時間帯において充電を行い電気需要平準化時間帯において効率的かつ効果的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。 オ.電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、特に需給が逼迫すると予想される時間帯に重点的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。
(2) 蓄熱システム	ア.空気調和設備等において、水蓄熱、氷蓄熱等の蓄熱システムの導入を検討すること。 イ.蓄熱システムを新設又は更新する場合には、電気需要平準化時間帯の熱需要等を考慮した適切な容量の設備の設置を検討すること。 ウ.蓄熱システムを新設又は更新する場合には、高効率な設備の設置を検討すること。 エ.電気需要平準化時間帯以外の時間帯の電気を使用して、熱需要に応じて効率的かつ効果的に冷熱又は温熱を製造し蓄え、電気需要平準化時間帯に利用することにより電気需要平準化時間帯の電気を消費する熱源設備等の稼働台数の削減等に努めること。 オ.蓄熱槽等に蓄える冷熱又は温熱の設定温度の見直し等を行い、電気需要平準化時間帯において利用可能な蓄熱量の増加に努めること。

3　その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

(1) エネルギーの使用の合理化に関する措置	①電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底 電気需要平準化時間帯において、空気調和設備や照明設備等の電気を消費する機械器具を稼動させる場合には、判断基準に掲げる事項のうち例えば以下の事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気の需要の平準化の促進に努めること。 ア.空気調和設備については、効率の高い熱源設備を使ったシステムの採用について検討するとともに、電気需要平準化時間帯において、稼働時間の見直しや間欠運転等を行い、複数の設備を有する場合は、台数制御等により同時に稼働する設備の削減に努めること。また、空気調和を施す区画の限定や外気導入量の削減等による冷暖房負荷の軽減に努めること。さらに、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を基準とし、室内環境等を考慮した上で見直しを検討すること。なお、これらの取組が、労働環境の悪化につながらないよう十分留意すること。 イ.照明設備については、省電力を図ることができる照明設備の採用を検討するとともに、電気需要平準化時間帯において、不要箇所の消灯、昼光の利用による窓側の照明設備の消灯等に努めること。なお、これらの取組が、労働環境の悪化につながらないよう十分留意すること。
	②電気の使用量の計測管理の徹底 ア.電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、工場等単位、設備単位等ごとに一定の時間ごとの電気使用量を計測し、記録することにより、電気の使用量の把握に努めること。 イ.デマンド監視装置を設置している場合は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気の使用量の監視機能の活用に努めること。なお、警報が作動した際に取り組むべき電気需要平準化に資する措置については、その円滑な実施に備えて事前に検討しておくこと。 ウ.エネルギー管理システム（ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）、工場エネルギー管理システム等）を設置している場合は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、これらを活用し、電気を消費する機械器具の適切な制御、電気の使用状況の分析等による総合的な管理を実施するよう努めること。
(2) 電気需要平準化に資するサービスの活用	BEMSアグリゲータ（複数の事業者に対してBEMSを導入し、クラウド等を用いた集中管理システムにより、エネルギー管理支援サービスを提供する者をいう。）やESCO事業者等の電気需要平準化に資する措置に関する包括的なサービスを提供する事業者による電気の需要量の多拠点一括管理、電気を使用する機械器具の自動制御、電気の需給の通知及び運用改善の助言等の他、電気事業者による電気の需要に応じた電気料金メニューの活用等、電気需要平準化に資するサービスの活用を検討すること。

④-11 中長期計画書と定期報告書

●中長期計画書

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、毎年度、判断基準に基づくエネルギー使用合理化の目標達成のための中長期（3～5年）的な計画を作成し、毎年度7月末日までに事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「中長期計画書（P.27参照）」を提出しなければなりません。

●定期報告書

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、毎年度のエネルギーの使用の状況等について、翌年度の7月末日までに事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「定期報告書（P.28～P.36参照）」を提出しなければなりません。

また、電気の需要の平準化に資する措置を実施した事業者が省エネ法上不利な評価を受けないよう定期報告書において、電気需要平準化時間帯の電気使用量、電気需要平準化評価原単位とその推移、事業者が実施した電気の需要の平準化に資する取組等も報告対象としています。

■定期報告書では、エネルギー使用量、エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位とそれらの推移、エネルギーを消費する設備の状況、判断基準の遵守状況等を報告します（P.28～P.36参照）。

■エネルギー使用量の算出に当たっては、燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量が対象になり、これを原油換算kℓで合算します。
なお、例えば石油化学工業のエチレン製造工程において原料として使用されるナフサ等は対象となりませんが、製造工程で発生するメタンガス等の副産物を燃料として使用した場合は対象となります。
また、廃タイヤ、廃材等の廃棄物を燃料又は原料として使用する場合や、敷地内においてボイラー、コージェネレーション、自家発等で自ら発生させ使用した熱・電気の使用量については対象となりません。

■エネルギー消費原単位の算出に当たっては、上記エネルギー使用量から、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量※17を引き、この量を生産数量や延べ床面積等のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。

■電気需要平準化評価原単位の算出に当たっては、電気需要平準化時間帯の買電量に評価係数α（=1.3）－1を乗じたものを、上記エネルギー使用量に加え、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量※17を引き、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。

※17: 平成29年度定期報告より、定期報告のエネルギー消費原単位の算出にあたり、エネルギー使用量から外部で発生した未利用熱の量を差し引くことで原単位の改善が可能となります。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/miriyou.pdf

エネルギー消費原単位＝（A－B－B'）／C

A＝エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）
B＝外販したエネルギー量　　B'＝購入した未利用熱量
C＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率　等）
※「A」、「B」、「B'」は原油換算値kℓとして計算。

電気需要平準化評価原単位＝｛A＋a×（評価係数α－1）－B－B'｝／C

A＝エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）
a＝電気需要平準化時間帯の買電量
評価係数α＝1.3
B＝外販したエネルギー量　　B'＝購入した未利用熱量
C＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率　等）
※「A」、「a」、「B」、「B'」は原油換算値kℓとして計算。

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）」の設定例

製造部門	業務部門
重量	面積
金額	面積×時間
個数	体積（空調をかけている空間）
面積	重量
体積	人数

④-12 提出書類及び提出期限一覧

特定事業者及び特定連鎖化事業者が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

様式名称	摘要	提出期限※18
エネルギー使用状況届出書	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出（既に指定されている事業者は提出不要）	5月末日
特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等指定取消申出書	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合（廃止、移転、譲渡、分社等）、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者（企画推進者）選任・解任届出書	エネルギー管理統括者（企画推進者）を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	エネルギー管理者（管理員）を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出（選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可）	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	事業者全体の計画をとりまとめ、1つの計画書として提出	毎年度7月末日
定期報告書	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※18:「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

④-13 各種書類の提出方法

■上記の書類は、書面によるほか、電子政府の総合窓口（e-Gov）や省エネ法・温対法電子報告システムを通じたオンライン申請や外部記憶媒体により提出することができます。
■オンライン申請は、ID及びパスワードによる認証のみで行うことができます。また、提出できる外部記憶媒体の種類は、光ディスク（CD及びDVD）です。
■オンライン申請や光ディスクによる提出の際は、以下の書類が必要となります。
■省エネルギー・省資源の観点から電子申請の活用を御検討ください。

名称	摘要	備考
電子情報処理組織使用届	オンライン申請を利用しようとする場合（初回のみ）	受理後、ID・パスワードを付与
電子情報処理組織使用変更届	使用届出書の内容のうち、「事業者名」又は「特定事業者番号」等に変更が生じた場合	
電子情報処理組織使用廃止届	オンライン申請の利用を廃止しようとする場合	
光ディスク提出票	定期報告書、中長期計画書及び計画書を光ディスクにより提出する場合（ディスクに添付）	

④-12 及び ④-13 の様式は、資源エネルギー庁のホームページからダウンロードできます。また、電子申請についても御確認いただけます。詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

便利な定期報告書作成支援ツールを用意しておりますので併せて御活用ください。（誤記や記入漏れの防止機能つき）
http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/003/

電子申請の総合窓口（e-Gov）の利用方法の詳細については、以下のURLを御参照いただくか、各経済産業局にお問い合わせください。
http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html

④-14 セクター別ベンチマーク

●セクター別ベンチマークについて

■セクター別ベンチマークとは、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネルギーの基準（ベンチマーク）です。省エネルギーが他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すため、各業界で全体の約1～2割の事業者のみが満たす水準（平均値に標準偏差を加えた水準よりも高い水準）を、事業者が目指すべき水準として設定しています。

■経済産業大臣が定める判断基準の中に“対象となる事業”“ベンチマーク指標”“中長期的に目指すべき水準”が規定されています。ベンチマーク指標が設定された事業（セクター）は、以下の表のとおりです。

■ベンチマーク指標が設定された事業所を有する事業者は、目指すべき水準を目標に省エネルギーに取り組むとともに、定期報告書の「特定ー第6表」及び「特定ー第7表」（P.30参照）にベンチマーク指標の状況等を記入してください。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ／t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ／t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ／t以下
2	電力供給業	A:各発電方式（石炭・ガス・石油その他の燃料）の発電効率を発電効率の目標値で除した値と各発電方式による発電量の比率と積の和 B:各発電方式（石炭・ガス・石油その他の燃料）の発電効率と各発電方式による発電量の比率と積の和	A:1.00以上 かつ B:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下
4B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ／t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と 濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ／t以下
7	コンビニエンスストア業※19	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高（税抜）の合計量にて除した値	845KWh／百万円以下

※19: 平成29年度定期報告より、コンビニエンスストア業のベンチマーク制度が始まります。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/convenience.pdf

④-15 電力供給業におけるベンチマーク制度の見直し

■電気事業法の改正により、売電を主として発電事業に新規参入する事業者が多く見込まれるため、平成29年度定期報告より、電力供給業におけるベンチマーク制度を変更します。

火力発電効率A指標

火力発電効率A指標の算定方法

$$\text{火力発電効率A指標} = \frac{\text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値}}{\text{石炭火力発電効率の目標値}} \times \text{火力のうち石炭火力の発電量比率の実績値}$$

$$+ \frac{\text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値}}{\text{LNG火力発電効率の目標値}} \times \text{火力のうちLNG火力の発電量比率の実績値}$$

$$+ \frac{\text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値}}{\text{石油等発電効率の目標値}} \times \text{火力のうち石油等火力の発電量比率の実績値}$$

目標値は1.00に設定

火力発電効率B指標

火力発電効率B指標の算定方法

$$\text{火力発電効率B指標} = \text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石炭火力の発電量比率の実績値}$$

$$+ \text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうちLNG火力の発電量比率の実績値}$$

$$+ \text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石油等火力の発電量比率の実績値}$$

④-16 共同省エネルギー事業（施行規則第18条の2）

●共同省エネルギー事業について

■「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の推進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

●共同省エネルギー事業の報告

■「共同省エネルギー事業」に該当した場合、事業者は定期報告書にその取組状況に係る書類を添付の上、報告することができます。また、定量化が可能な場合には、中立的な第三者の認証を受けた場合に限り、共同省エネルギー量についても報告することができます。

共同省エネルギー量 ＝ 当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量 － 当該事業が実施された場合のエネルギー使用量

■事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1％以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1％以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。

■Jークレジット制度及び国内クレジット制度により認証を受けたクレジット（省エネルギー分野のものに限る。）は、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。

④-17 行政によるチェック（事業者クラス分け評価制度）

■提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（一般事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。

■Bクラスの事業者については、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準順守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。

■エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。

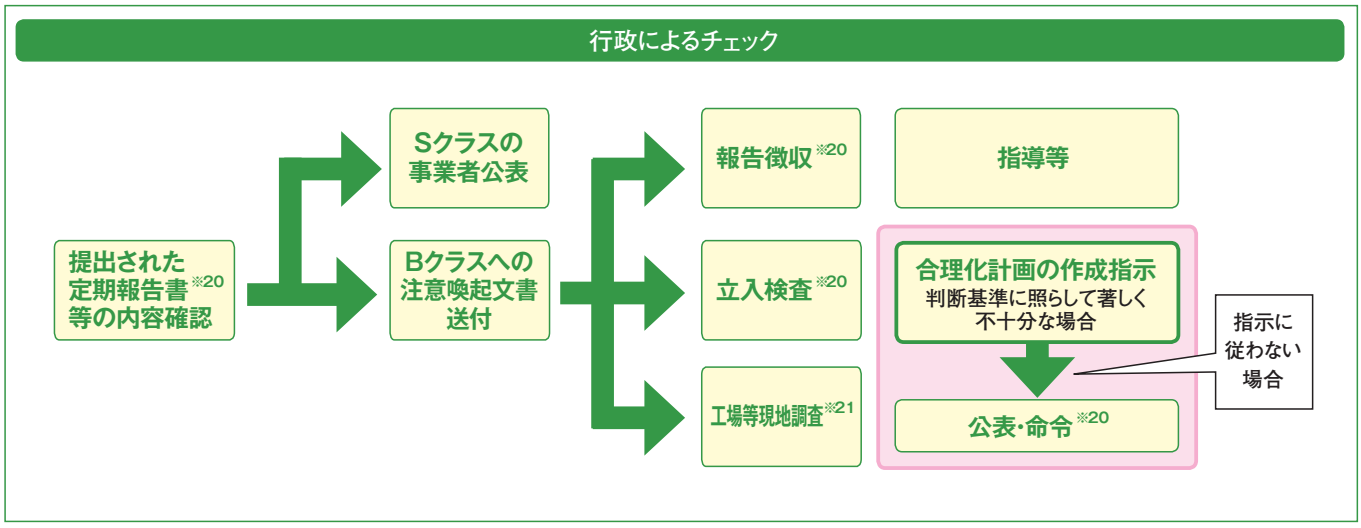

※20：定期報告書による報告若しくは報告徴収に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金。命令に従わない場合は100万円以下の罰金。

※21：工場等現地調査とは、特定事業者を訪問してエネルギーの使用の合理化に関する状況等の調査・確認を行うことによりエネルギーの使用の合理化の徹底を図るものです。調査は、資源エネルギー庁からの委託により実施されます。

④-18 登録調査機関による確認調査制度

特定事業者又は特定連鎖化事業者は、登録調査機関に確認調査申請書を提出し認定を受ければ、定期報告書の提出等が免除されます。

❶ まず特定事業者又は特定連鎖化事業者は、登録調査機関に確認申請を行います。
❷ 申請を受けた登録調査機関は、定期報告と同等の事項を、書類検査及び立入検査により、有料で確認調査します。
❸ 確認調査の結果、省エネの取組が判断基準に照らして十分である（適合）と認めるときは、その旨の書面を交付し、主務大臣（経済産業大臣と事業所管大臣）に対して確認調査の結果を報告します。
❹ 書面を交付された特定事業者又は特定連鎖化事業者については、その年度内に限り、定期報告書の提出や合理化計画の作成指示に関する規定等の適用が免除されます。

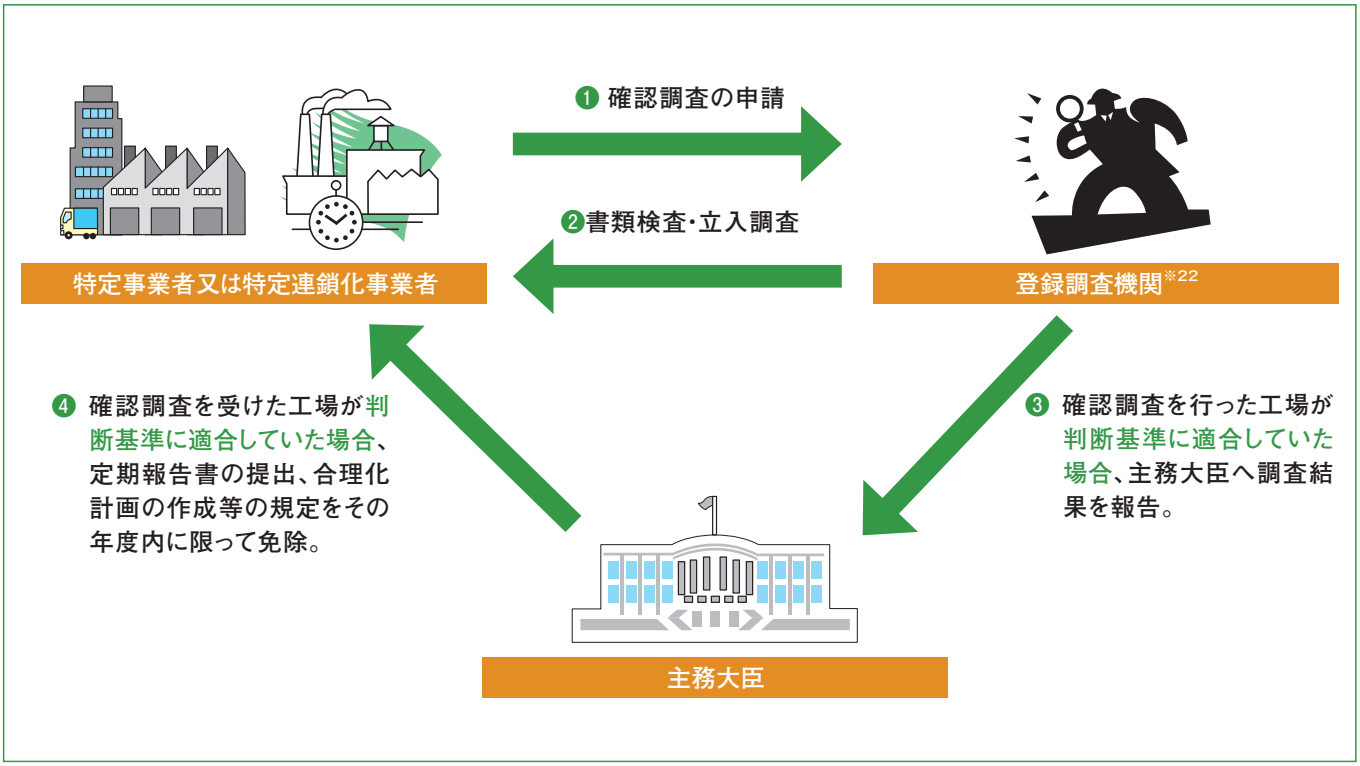

※22: 平成29年1月1日現在７機関が登録されています。詳細は、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/002/

5 輸送に係る措置

輸送に係る措置には、輸送事業者に係る措置と荷主に係る措置とがあります。
輸送事業者とは、貨物又は旅客の輸送を業として、エネルギーを使用して事業を行う者をいいます。
荷主とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいいます。

●輸送事業者に係る措置

❶ 特定輸送事業者

国土交通大臣が、自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、一定基準以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン（総船腹量）、航空9,000トン（総最大離陸重量））である者を特定輸送事業者として指定します。

❷ 輸送能力の届出

貨物又は旅客の輸送区分ごとの前年度末日の輸送能力が、一定基準以上であった輸送事業者は、翌年度4月末日までに、所管地域の地方運輸局長あてに「輸送能力届出書」を提出してください。この場合、特定輸送事業者（貨物、旅客、航空）として指定され、以下の特別な義務がかかります。

❸ 義務内容

①中長期計画の作成（年1回、国土交通大臣に提出）
②定期の報告（年1回、国土交通大臣に提出）

❹ 行政によるチェック

・特定輸送事業者は、提出された定期報告書等の内容に基づき、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」等が行われる場合があります。
・エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「勧告」、「公表」、「命令」等が行われることがあります。

●荷主に係る措置

❶ 特定荷主

経済産業大臣が、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、3,000万トンキロ以上である者を特定荷主として指定します。

❷ 貨物輸送量の届出

年度間の貨物輸送量が、3,000万トンキロ以上となった場合は、翌年度4月末日までに、事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局長あてに「貨物の輸送量届出書」を提出してください。この場合、特定荷主として指定されます。

❸ 義務内容

①計画の作成（年1回、主務大臣（経済産業大臣＋事業所管大臣）に提出）
②定期の報告（年1回、主務大臣（経済産業大臣＋事業所管大臣）に提出）

❹ 行政によるチェック

・特定荷主は、提出された定期報告書等の内容に基づき、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」等が行われる場合があります。
・エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「勧告」、「公表」、「命令」等が行われることがあります。

輸送に係る措置の詳細については、以下のURLを御参照ください。
経済産業省：http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/
国土交通省：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

6 機械器具等に係る措置

●エネルギー消費機器等に係る措置

エネルギー消費機器に係る措置として、平成10年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等について、トップランナー制度による省エネ基準を導入しています。

トップランナー制度とは、対象となる機器※23で現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して目標となる省エネ基準（トップランナー基準）を定める制度のことで、これにより対象機器のエネルギー消費効率の更なる改善を推進するものです。

対象機器の製造事業者、輸入事業者には、目標年度以降におけるトップランナー基準の達成（出荷台数の加重平均による）の他、表示等の義務が課されます。

平成25年11月に三相誘導電動機、電球形LEDランプが追加され、以下の28機器が対象となっています。

※23: ①大量に使用され、②使用に際し相当量のエネルギーを消費し、③効率改善余地等がある機器。

1	乗用自動車	8	貨物自動車	15	石油温水機器	22	ルーティング機器
2	エアコンディショナー	9	ビデオテープレコーダー	16	電気便座	23	スイッチング機器
3	照明器具（蛍光灯器具・電球形蛍光ランプ）	10	電気冷蔵庫	17	自動販売機	24	複合機
4	テレビジョン受信機	11	電気冷凍庫	18	変圧器	25	プリンター
5	複写機	12	ストーブ	19	ジャー炊飯器	26	ヒートポンプ給湯器
6	電子計算機	13	ガス調理機器	20	電子レンジ	27	三相誘導電動機
7	磁気ディスク装置	14	ガス温水機器	21	DVDレコーダー	28	電球形LEDランプ

●建築材料（熱損失防止建築材料）に係る措置

平成25年の省エネ法の改正により、民生部門の更なる省エネルギー化を目的として、これまでエネルギーを消費する機械器具（エネルギー消費機器）を対象としていたトップランナー制度について、自らエネルギーを消費しなくとも、住宅・建築物のエネルギー消費効率の向上に資する建築材料（熱損失防止建築材料）が対象に追加されました。

トップランナー制度の導入により、対象建材の製造、加工又は輸入をする事業者は目標年度以降におけるトップランナー基準の達成（出荷数量の加重平均による）の他、表示等の義務が課されます。

平成25年12月に断熱材、平成26年11月にサッシ・複層ガラスが追加されています。

押出法ポリスチレンフォーム

グラスウール

ロックウール

断熱材

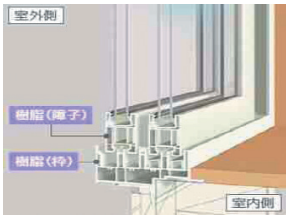

サッシ・複層ガラス

参考1 各種提出書類記入例

エネルギー使用状況届出書　記入例

■事業者全体（企業単位）としてのエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kℓ／年度以上であった場合には、その結果を翌年度5月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。

■個別の工場や事業場等、事業所単位で1,500kℓ／年度以上のエネルギー使用量（原油換算値）であった場合には、該当する工場等の名称、所在地、事業の名称及びエネルギー使用量を記載してください。

様式第1（第5条又は第22条の3関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

○○経済産業局長　殿

平成○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第７条第３項又は第１９条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社□△○工業				
主たる事務所の所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○				
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業				
細分類番号	2	2	2	1	
エネルギーの使用量（平成２８年度）	２０，９１９　原油換算kl				
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１９条第１項に定める連鎖化事業者	該当する	該当しない（○）			

２．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
高岡工場	〒933-○○○○ 富山県○○○	2 2 2 1 製鉄・鉄鋼圧延業	１１，０３８
仙台工場	〒981-○○○○ 宮城県○○○○	2 2 2 1 製鉄・鉄鋼圧延業	７，９０５
本社	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○	2 2 0 0 主として管理事務を行う本社等	１，８５４

３．作成担当者連絡先

所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○
事業所名	株式会社□△○工業
所属部課	エネルギー環境技術部　次長
氏名	省エネ　三郎
電話	××－××××－××××
FAX	××－××××－××××
メールアドレス	××××××@×××××

備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4　事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあっては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
5　エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
6　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
7　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
8　2.エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
9　既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

エネルギー管理統括者選任届出書　記入例

■特定事業者（又は特定連鎖化事業者）の指定を受けた場合は、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者選任届出書」を提出してください。

※「エネルギー管理統括者」については、指定後、遅滞無く選任。
※「エネルギー管理企画推進者」については、指定後、6ヶ月以内に選任。
※提出期限は、選解任のあった日以降の最初の7月末日。

様式第4（第6条の3又は第6条の6関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理統括者（○）
エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書

○○経済産業局長　殿

平成○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条の2第3項(法第7条の3第4項において準用し、及びこれらの規定を法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1.特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	××××・・・・××
事業者の名称	株式会社□△○工業
主たる事務所の所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○

2．エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	平成２９年 ７月 １日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職名	取締役（環境・CSR担当）			
氏名	省エネ　一郎			
選任又は解任の理由	指定のため			

3．エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職名				
氏名				
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．作成担当者連絡先

所在地	〒1○○－○○○○ 東京都○○○○
事業所名	株式会社□△○工業
所属部課	エネルギー環境技術部　次長
氏名	省エネ　三郎
電話	××－××××－××××
FAX	××－××××－××××
メールアドレス	××××××@××××

備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4　括弧書きになっている題名については、届出ようとする者の職名を○で囲むこと。
5　2．エネルギー管理統括者の氏名等及び3．エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

中長期計画書　記入例

■特定事業者（又は特定連鎖化事業者）の指定を受けた場合、事業者は毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「中長期計画書」を提出してください。

様式第８（第１５条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

7月末日までに提出

○○経済産業局長　殿

提出宛先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工業等に係る事業の所管省庁の長

平成○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎

注意!!代表者の押印が必要です

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１４条第１項（法第１９条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定事業者（特定連鎖化事業者）の名称等

特定事業者番号 （特定連鎖化事業者番号）	××・・・・・・・・・・××
事業者の名称	株式会社□△○工業
主たる事務所の所在地	〒1○○－○○○○ 東京都○○○○
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業
細分類番号	2　2　2　1
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名　取締役（環境・ＣＳＲ担当） 氏名　省エネ　一郎
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名　エネルギー環境技術部　次長 氏名　省エネ　二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ＊＊－２００６－３－＊＊＊＊＊ 勤務地　〒1○○－○○○○ 東京都○○○○ 電話（　××　－　××××　－　××××　） FAX　（　××　－　××××　－　××××　） メールアドレス　××××××@×××××

Ⅱ　計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果（原油換算 kl/年）
５５台の空気圧縮機のうち３２台を順次プロアに更新する	全工場	平成２８年 ～ 平成３１年	１５４kℓ／年
高圧変圧器の６６台を順次更新 高効率アモルファス変圧器へ更新	全工場	平成２８年 ～ 平成３１年	３８kℓ／年
揚水ポンプ（３０kW×６台）のうち３台の更新 （1）高効率電動機の採用（２９千kWh） （2）インバーター化（１２１千kWh）	高岡工場	平成２９年 ～ 平成３０年	３０kℓ／年
溶解炉設備の更新時に炉圧制御及び排ガスO_2監視装置による効率改善	仙台工場	平成２８年	２６kℓ／年
高効率照明ランプ、灯具への更新（1，２００本）	本社 全工場の管理棟	平成２９年	２５kℓ／年
外気導入量の適正化制御（CO_2濃度制御）	本社	平成２９年	２０kℓ／年
避難誘導灯の高効率ランプへの更新	本社	平成２８年	８kℓ／年
蒸気バルブ等の断熱強化	全工場	平成２８年	５kℓ／年

Ⅲ　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

１．社長の指示により従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者として選任された環境ＣＳＲ担当役員を委員長、エネルギー管理企画推進者に選任されたエネルギー環境部次長を副委員長とし、全拠点から１名の部長を委員とする「省エネ委員会」を平成２５年４月に立ち上げた。
　主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO_2排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成、及び毎四半期ごとに年度計画の達成状況をチェックすることである。

２．また、平成 28 年から、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートさせ、この一環として４年間で順次高効率変圧器への転換、高効率型照明等の導入を図る計画である。

Ⅳ　前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理　　由
追加した計画	**該当する工場等**	**理　　由**

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　２　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
　　３　計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
　　４　Ⅰの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称・及び番号を記入すること。
　　５　Ⅱの「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
　　６　Ⅱの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
　　７　Ⅲには、Ⅱで定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
　　８　Ⅳには、Ⅱ・Ⅲについて前年度と比較して記入すること。

定期報告書　記入例

■特定事業者（又は特定連鎖化事業者）の指定を受けた場合、事業者は毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「定期報告書」を提出してください。
■「定期報告書」は、「事業者全体の報告（特定－第1表～特定－第12表）」部分と「特定事業者が設置するエネルギー管理指定工場等ごとの報告（指定－第1表～指定－第10表）」部分から構成されます。

◆事業者全体の報告部分（特定－第1表～特定－第3表）◆

様式第9（第17条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

7月末日までに提出

○○経済産業局長　殿

平成○○年　○　月　○日

住　所　東京都○○○
法人名　株式会社　□△○工業
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経　済　太郎

提出宛先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る所管省庁の長

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１５条第１項（法第１９条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第1表
事業者の名称等

特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	×××・・・・××
特定排出者番号	＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊
事業者の名称	株式会社□△○工業
主たる事務所の所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業
細分類番号	2　2　2　1
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名　取締役（環境・CSR 担当） 氏名　省エネ　一郎
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名　エネルギー環境技術部　次長 氏名　省エネ　二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ＊＊－2006－3－＊＊＊＊＊ 勤務地　〒1○○-○○○○ 東京都○○○○ 電話（　××　－　××××　－　××××　） FAX（　××　－　××××　－　××××　） メールアドレス　××××××@×××××
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第2表
事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	平成28年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl						
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl						
	揮発油		kl						
	ナフサ		kl						
	灯油		kl	19	697				
	軽油		kl	1	38				
	A重油		kl	243	9,501				
	B・C重油		kl						
	石油アスファルト		t						
	石油コークス		t						
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	21	1,067				
		石油系炭化水素ガス	千m³						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t						
		その他可燃性天然ガス	千m³						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス		t						
	コールタール		t						
	コークス炉ガス		千m³						
	高炉ガス		千m³						
	転炉ガス		千m³						
	その他の燃料	都市ガス	千m³	5,833	261,318				
		（　）							
	産業用蒸気		GJ	601	613				
	産業用以外の蒸気		GJ						
	温水		GJ						
	冷水		GJ						
	小計		GJ		273,235				
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069				
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（24,500）	（244,265）				
		夜間買電	千kWh	13,339	123,786				
	その他	上記以外の買電	千kWh	486	4,743				
		自家発電	千kWh						
	小計		千kWh	54,855	537,598				
合　計GJ					810,833				
原油換算kl					Ⓢ　20,919		Ⓣ		Ⓣ'
前年度原油換算kl					22,622				
対前年度比（%）					92.5				

購入した未利用熱は、使用量欄にも含めること

購入した未利用熱がある場合は、この欄に記入

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

夏期（7～9月）・冬期（12～3月）の8～22時の買電量を記入

特定ー第3表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位等

1　エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類					事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
						エネルギーの使用量（原油換算kl）Ⓐ	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ’	Ⓒ=Ⓐ-Ⓑ-Ⓑ’	Ⓒの構成割合（%）Ⓓ=Ⓒ/Ⓤ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位 Ⓕ=Ⓒ/Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 Ⓖ	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）Ⓗ=Ⓕ/Ⓖ×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%）①=Ⓓ×Ⓗ/100
1	工場等に係る事業の名称	製鉄・製綱圧延業				18,943	0	0	18,943	90	102,500 （名称：粗鋼量） （単位：10トン）	0.1848	0.1850	99.9	① 89.9
	細分類番号	2	2	2	1										
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等				1,854	0	0	1,854	9	33,000 （名称：延べ床面積） （単位：㎡）	0.0562	0.0601	93.5	② 8.4
	細分類番号	2	2	0	0										
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				122	0	0	122	1	2,000 （名称：延べ床面積） （単位：㎡）	0.0610	0.0650	93.8	③ 0.9
	細分類番号	2	2	0	9										
事業者全体						Ⓢ（合計） 20,919	Ⓣ（合計） 0	Ⓣ’（合計） 0	Ⓤ（合計） 20,919	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	Ⓦ	Ⓧ	Ⓨ=Ⓦ/Ⓧ×100 ②=99.2 ①+②+③+…	

上段：数値
中段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の種類
下段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の単位

事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位Ⓦ」の算出が難しい場合は、ⒼⒽⒾⓏを記入。この場合、ⓋⓌⓍⓎは記入不要

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位Ⓦ」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値Ⓩ」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、ⓋⓌⓍⓎは記入不要。
4　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位Ⓦ」が算出できる場合は、事業分類ごとのⒶⒷⒸ及び事業者全体のⓈからⓎまで記入すること。

2　電気需要平準化評価原単位等

評価係数は1.3

番号	事業分類					事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
						エネルギーの使用量（原油換算kl）Ⓐ	電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算kl）Ⓐ’	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ’	Ⓒ’=Ⓐ+Ⓐ’×（評価係数-1）-Ⓑ-Ⓑ’	Ⓒの構成割合（%）Ⓓ（特定第3表1のⒹと同じ値）	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位 Ⓕ’=Ⓒ’/Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位 Ⓖ’	電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）Ⓗ’=Ⓕ’/Ⓖ’×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）①’=Ⓓ×Ⓗ’/100
1	工場等に係る事業の名称	製鉄・製綱圧延業				18,943	5,671	0	0	20,644	90	102,500 （名称：粗鋼量） （単位：10トン）	0.2014	0.202	99.7	①’ 89.7
	細分類番号	2	2	2	1											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等				1,854	567	0	0	2,024	9	33,000 （名称：延べ床面積） （単位：㎡）	0.0613	0.0623	98.5	8.9
	細分類番号	2	2	0	0											
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				122	64	0	0	141	1	2,000 （名称：延べ床面積） （単位：㎡）	0.0706	0.073	96.7	③’ 1.0
	細分類番号	2	2	0	9											
事業者全体						Ⓢ（合計） 20,919	（合計） 6,302	Ⓣ（合計） 0	Ⓣ’（合計） 0	Ⓤ’（合計） 22,809	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	Ⓦ’	Ⓧ’	Ⓨ’=Ⓦ’/Ⓧ’×100 ②’=①’+②’+③’+…	

上段：数値
中段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の種類
下段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の単位

事業者全体の「電気需要平準化評価原単位Ⓦ’」の算出が難しい場合は、①’②’③’Ⓩ’を記入。この場合、Ⓥ Ⓦ’Ⓧ’Ⓨ’は記入不要

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定ー第3表　1エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位Ⓦ’」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値Ⓩ’」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ Ⓦ’Ⓧ’Ⓨ’は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位Ⓦ’」が算出できる場合は、事業分類ごとのⒶ Ⓐ’Ⓑ Ⓒ’及び事業者全体のⓈからⓎ’まで記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第4表～特定ー第9表2）◆

特定ー第4表
事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1　エネルギーの使用に係る原単位

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ 103.1	Ⓚ 89.5	Ⓛ 97.0	Ⓜ 99.2	97.0

備考　特定ー第3表1において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）Ⓩ」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

特定ー第3表1において、事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位Ⓦ」の算出が可能な場合は、“エネルギーの使用に係る原単位”及び“対前年度比”の両方を記入する。
また、事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位Ⓦ」の算出が困難な場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値Ⓩ」を“対前年度比”の欄に記入する。

2　電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ' —	Ⓚ' —	Ⓛ' 97.5	Ⓜ' 99.6	—

備考　特定ー第3表2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）Ⓩ'」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

特定ー第3表2において、事業者全体の「電気需要平準化評価原単位Ⓦ'」の算出が可能な場合は、“電気需要平準化評価原単位”及び“対前年度比”の両方を記入する。
また、事業者全体の「電気需要平準化評価原単位Ⓦ'」の算出が困難な場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値Ⓩ'」を“対前年度比”の欄に記入する。

特定ー第5表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

特定ー第6表
ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（ベクター）	ベンチマーク指標の状況（単位）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）
1B	電炉による普通鋼製造業	0.1848kℓ／t	18,943

備考　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第6に規定する区分(1Aから7まで)のいずれかを記入すること。

特定ー第7表
判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象事業所は、高岡工場、仙台工場です。
基準ベンチマークとの差は、0.143－0.185＝▲0.042となります。
＜未達理由＞
基準ベンチマークに比べ、“0.042”が未達であった。その理由は、昨年度は、景気の悪化により、生産量が例年に比べ減少し、固定エネルギーの比率が増加したためである。

2　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

3　電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定ー第8表
事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

ア．エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の整備状況	■ 整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）
イ．エネルギー管理に係る責任者の配置状況	■ 配置している □ 配置していない
ウ．設置している工場等又は加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針（エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針）（以下「取組方針」という。）の整備状況	■ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）
エ．設置している工場等又は加盟している工場等における取組方針の遵守確認及び評価状況（評価結果が不十分である場合には、その改善の状況）	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
オ．取組方針及び遵守状況の評価手法の精査、必要に応じた変更の状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
カ．エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材の確保の実施状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
キ．設置している工場等又は加盟している工場等における従業員への取組方針の周知の実施状況及びエネルギーの使用の合理化に関する教育の実施状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ク．設置している工場等又は加盟している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア．の管理体制、ウ．の取組方針及びオ．の遵守状況・評価結果を記載した書面の作成、更新、保管状況	■ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）

特定ー第9表
その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
○省エネ推進責任者会議（6回／年）
○省エネ事例発表会開催（2回／年）　特に効果のあった優秀事例については社長表彰
各工場で実施
○省エネパトロール：職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認
○省エネ勉強会：省エネ推進メンバーを対象として実施
○省エネ月間行事の推進（2月）

2 電気の需要の平準化に関する事項

措置の概要
・平成20年にガスエンジン・コージェネレーション設備（○○kW）を導入。季節別時間帯別料金契約を結んでおり、夏期のピーク時間帯において発電を増出力させ、○○kWの削減を行った。
・蓄電池（○○kW）を導入し、夜間に充電し、昼間の○時～×時の時間帯に使用することで、前年度から昼間時間帯の電気使用量を○○kWh削減した。
・排水処理施設の曝気槽のブロワーを24時間運転から昼間は可能な限り間欠運転とし夜間に連続運転する見直しを行った。
・デマンド監視装置を導入し、設定値に近づいた場合には空調等の負荷調整を行い、契約電力(○○kW→××kW)を変更した。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第9表3～特定ー第11表）◆

3 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考 1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
2　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
3　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
4　バイオマス燃料を混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料を使用する場合の設計効率を記入すること
5　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

4 バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量(kW)													
設計効率（発電端・HHV)（%）													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月別実績効率（発電端・HHV)（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均

備考 1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するバイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成28年度以降に運転開始したもののみ記入すること。
2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定ー第9表3の「設計効率」の欄又は様式第11の特定ー第9表3の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。
3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「月別実績効率」の「平均」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。
4　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定ー第10表
事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第一種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	高岡工場	〒933-○○○○ 富山県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業
第一種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	仙台工場	〒981-○○○○ 宮城県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業
第二種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	本社	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○	2	2	0	0	主として管理事務を行う本社等
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定ー第11表
現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
なし	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

◆事業者全体の報告部分（特定一第12表～特定一第12表5）◆

※特定一第12表については、平成29年4月1日に改正される予定です。記載に当たっては、最新の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル及び様式を御確認ください。
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual

特定一第12表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度＝平成28年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業	
	細分類番号	2 2 2 1	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣	
	商標又は商号等	□△○	44，362t-CO_2
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	
	細分類番号	2 2 2 1	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣	41，215t-CO_2
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	
	細分類番号	2 2 0 0	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣	2，939t-CO_2
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事務所	
	細分類番号	2 2 0 9	
	当該事業を所管する大臣		207t-CO_2

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定一第12表の2に必要事項を記載すること。
7 特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	主たる事業		
	細分類番号		t-CO_2
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO_2
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO_2
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO_2
	当該事業を所管する大臣		

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定一第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	33,953 t-CO_2

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO_2/kWh 0.000489	A社の実排出係数	A社電力管内の事業所
0.000482	B社の実排出係数	B社電力管内の事業所
0.000653	C社の実排出係数	C社電力管内の事業所
0.000438	D社の実排出係数	高岡工場の「その他：蒸気以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO_2/kWh 0.000485	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所
0.000467	B社の調整後排出係数	B社電力管内の事業所
0.000643	C社の調整後排出係数	C社電力管内の事業所
0.000431	D社の調整後排出係数	高岡工場の「その他：上記以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一第12表の4の1及び4の2に記載すること。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第12表6の1～特定ー第12表7）◆

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量

種　類	合　計　量
1．オフセット・クレジット（J-VER）	10 100 t-CO_2
2．	t-CO_2
3．	t-CO_2
4．	t-CO_2

備考 本表の1.以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、特定ー第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種類	オフセット・クレジット（J-VER）		
識別番号	対象企業名（特定排出者コード）	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-000-000-000-001～ JP-000-000-000-100	××株式会社	平成○年 ○月○日	100 t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
合　計　量			100 t-CO_2

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
6 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名（特定排出者コード）	無効化日	無効化量
～			t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
合　計　量			t-CO_2

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を1t-CO2ごとに識別する番号を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
3 本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第1表～指定ー第2表）◆

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定ー第1表
エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	○○○○○○○
エネルギー管理指定工場等の名称	株式会社 □ △○工業　高岡工場
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒933-○○○○ 富山県○○○○
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業
細分類番号	2　2　2　1
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名　生産技術課　副長 氏名　省エネ　四郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 **-2006-3-***** 電話（××××　－　××　－　××××） FAX（××××　－　××　－　××××） メールアドレス　××××××@×××××

指定ー第2表
エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	平成28年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl						
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl						
	揮発油		kl						
	ナフサ		kl						
	灯油		kl						
	軽油		kl	1	19				
	A重油		kl						
	B・C重油		kl						
	石油アスファルト		t						
	石油コークス		t						
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	1	51				
		石油系炭化水素ガス	千m^3						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t						
		その他可燃性天然ガス	千m^3						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス		t						
	コールタール		t						
	コークス炉ガス		千m^3						
	高炉ガス		千m^3						
	転炉ガス		千m^3						
	その他の燃料	都市ガス	千m^3	4,555	204,064				
		（　　）							
	産業用蒸気		GJ	601	613				
	産業用以外の蒸気		GJ						
	温水		GJ						
	冷水		GJ						
	小計		GJ		204,747				
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	15,391	153,448				
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（3,560）	(ⓑ35,493)				
		夜間買電	千kWh	6,994	64,904				
	その他	上記以外の買電	千kWh	486	4,743				
		自家発電	千kWh						
	小計		千kWh	22,871	223,096				
合　計GJ					427,843				
原油換算kl					ⓐ 11,038		ⓒ		ⓒ'
前年度原油換算kl					11,931				
対前年度比（%）					92.5				

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第3表～指定ー第7表）◆

指定ー第3表
エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	高効率変圧器（新設）	500KVA×1台	365日／年 24時間／日	平成○○年度テスト導入
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	変圧器	500kVA×3台 200kVA×4台	365日／年 24時間／日	
	機械加工設備	合計870ｋW（70台）	250日／年 10時間／日	
	電気乾燥炉	トンネル炉 （75kW×4台）	365日／年 24時間／日	
	メッキ・塗装設備	合計280kW	250日／年 10時間／日	
	空気圧縮機	110kW×10台 55kW× 5台 37kW×15台	250日／年 10時間／日	
	高効率ボイラー	2t／h×3台	250日／年 10時間／日	

指定ー第4表
エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	平成 26 年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　粗鋼量　　）（単位：　トン　）	ⓒ 446,842	97.0

指定ー第5表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	平成28 年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ－ⓑ－ⓑ’）／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）	0.0247	94.1

2 電気需要平準化評価原単位

	平成28年度	対前年度比（%）
電気需要平準化評価原単位 ＝ 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kl）／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）	0.0253	95.3

備考　電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kl）は、以下の算定式により計算する。
下式中の記号は、指定ー第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 ＝ ⓐ＋ⓗ×（評価係数－1）× 0.0258－ⓑ－ⓑ’（原油換算kl）

指定ー第6表
過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	0.03564	0.03375	0.03335	0.02626	0.0247	
対前年度比（%）		ⓓ 94.8	ⓔ 98.7	ⓕ 78.7	ⓖ 94.1	91.2

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位			0.0334	0.02655	0.0253	
対前年度比（%）		ⓓ’ —	ⓔ’ —	ⓕ’ 79.5	ⓖ’ 95.3	—

指定ー第7表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

—

（ロ）の理由

—

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第8表）◆

指定ー第8表
エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

報告する工場等が「専ら事務所」か「工場」かにより、1又は2のいずれかの表を選択し、選択した表のみ記入

1 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
（1） 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2） ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（3） 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（4） 変電電設備	変電設備の管理	変電設備に関する計測及び記録	変電設備の保守及び点検	変電設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
BEMS				BEMSの新設に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない
（5） ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6） 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定			□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
（7） 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（8） 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない	

2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
（1） 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2） 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（2－1） 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2－2） 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（3） 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（4） 熱の動力等への変換の合理化				
（4－1） 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（4－2） コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
（5－1） 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5－2） 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6） 電気の動力、熱等への変換の合理化				
（6－1） 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6－2） 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

該当のない設備欄については斜線を引いてください。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第9表～指定ー第10表）◆

指定ー第9表
その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措置の概要

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO_2/kWh 0.000653	C社の実排出係数	C社の買電
0.000438	D社の実排出係数	上記（C社）以外の買電

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
　　2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定ー第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考　1　本エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
　　2　同法第21条の8第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
　　3　本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

指定ー第10表
エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	25,132t-CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
　　（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
　　（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
　　（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
　　2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1（2）掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定ー第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1（1）に掲げる量を記載すること。

参考2 各種支援策

金融上の優遇措置

中小企業者や個人事業主の方が、省エネルギー設備を導入する際の日本政策金融公庫による低利融資制度です。

参考 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

環境関連投資促進税制（略称:グリーン投資減税）

青色申告書を提出する法人又は個人が、対象設備を取得し、かつ、1年以内に事業の用に供した場合に、特別償却又は法人税額（又は所得税額）の特別控除ができる制度です。

参考 http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/

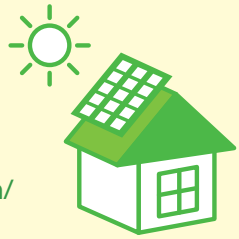

各種補助金制度

省エネ効果又はCO_2削減効果の高い事業に対する、各種補助金制度です。
①省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
・省エネルギー設備への入替支援
・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入支援
・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実証支援
・住宅の断熱改修による省エネ化（省エネリフォーム）の支援
②中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
③革新的な省エネルギー技術の開発促進事業
④トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金

無料省エネ診断・省エネ相談地域プラットフォーム事業

省エネの専門家が中小企業等に対して、工場やビル等におけるエネルギー消費量の削減方法の提案等を行います。また、各地域の省エネ相談地域プラットフォームが中小企業等による省エネの取組を促進するためのきめ細かな支援を行います。

参考 http://www.shoene-portal.jp/

上記支援策は平成29年1月時点のものです。

参考3 管理標準作成事例

●管理標準とは

■「管理標準」とは、合理的なエネルギーの使用を図るために、エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置）を定めたマニュアルです。

■事業者は、経済産業大臣が定めた判断基準に従って、エネルギー使用合理化のための管理標準を作成してください。管理標準を定め、判断基準を遵守することは、特定事業者（又は特定連鎖化事業者）やエネルギー管理指定工場等としての指定の有無に関わらず、エネルギーを使用し事業を営む全ての者に対して求められています。

■管理標準には、特に国が定めた様式等はありませんが、事業者は判断基準に従って、基準部分に規定されている事項を遵守するための事項をマニュアルとして具体的に記載してください。なお、事業者全体の管理体制等も含めて、エネルギー管理規定として定めても構いません。

■管理標準には、日常管理、計測記録、保守点検や設備新設に当たっての措置等、具体的に網羅することが必要です。したがって、原則として、工場等ごとに管理標準を作成する必要がありますが、エネルギー管理指定工場等に指定されていない事務所等で使用されている共通的な設備（例えば、空調、照明、OA機器等）に関しては、一括して管理標準を作成することが可能です。

管理標準の作成例（事業者全体）

■事業者全体としての管理標準を、管理規定として作成するに当たっては、判断基準の基準部分に定められた事業者全体として守るべき8項目に基づき作成してください。（P.10参照）

○○商事　エネルギー管理規程

目　次

1. 対象工場・事業場及び主要管理施設の概要 …… 1
2. 適用範囲 …… 2
3. 全社エネルギー管理基本方針 …… 3
4. 全社エネルギー管理体制 …… 4
5. 省エネルギー推進委員会 …… 5
6. 責任者（エネルギー管理統括者等）の配置 …… 6
7. 取組方針（省エネに関する目標等） …… 7
8. 取組方針の遵守状況の確認、評価、改善 …… 8
9. 取組方針、遵守状況の評価手法の精査 …… 9
10. 省エネに必要な資金、人材の確保 …… 11
11. 従業員の教育・訓練 …… 12
12. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の書面化、情報管理 …… 13
13. エネルギー管理標準の運用規定 …… 15
14. 原単位の管理標準 …… 17

4. エネルギー管理体制（判断基準　ア）
エネルギー管理組織としてエネルギー・環境委員会を整備する。
（1）エネルギー・環境管理委員会のリーダー及びメンバー
（2）エネルギー・環境管理委員会の作業内容と役割分担
（3）エネルギー・環境管理委員会の下に、省エネルギー推進委員会を設置する。

5. 省エネルギー推進委員会（判断基準　ア）
省エネルギー推進委員会は　、社内のエネルギーの使用の合理化を推進する。
①省エネルギー推進委員会のメンバー
②省エネルギー推進員会の役割、開催等

6. 責任者（エネルギー管理統括者等）の配置（判断基準　イ）
①エネルギー管理統括者は総務担当の取締役とする。
②エネルギー管理企画推進者は、総務課長とする。

7. 取組方針（省エネに関する目標等）（判断基準　ウ）
①エネルギーの使用の合理化に関する取組方針を省エネルギー推進委員会において決定する。
②エネルギーの使用の合理化に関する取組方針には、省エネルギーに関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を規定する。

8. 取組方針の遵守状況の確認、評価、改善（判断基準　エ）
①省エネルギー推進委員会は、四半期ごとに取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行う。
②省エネルギー推進委員会は、取組方針の遵守状況についてその評価結果が不十分であると判断した場合はその改善を図るものとする。

9. 取組方針、遵守状況の評価手法の精査（判断基準　オ）
取組方針及び遵守状況の評価手法については、毎年度、監査委員会において精査し、必要に応じて変更を促すこと。

10. 省エネに必要な資金、人材の確保（判断基準　カ）
省エネルギー推進委員会は、毎年度、省エネルギー推進計画を策定し、必要な資金及び人材の確保を図ること。

11. 従業員の教育・訓練（判断基準　キ）
①各事業場の従業員に対して、取組方針の周知を行うこと。
②従業員に対して、研修やグループ会議において、省エネに対する情報の提供、人材の育成を行うこと。

12. エネルギーの使用量、管理体制、取組方針等の書面化、情報管理（判断基準　ク）
以下に掲げる事項について、書面を作成し、変更に応じて更新するとともに、文書管理規定に基づき保管すること。
①事業場の名称、所在地及びエネルギー使用量
②エネルギー管理体制
③取組方針
④取組方針の遵守状況及びその評価結果

管理標準の作成例（工場・事業場）

■事業者全体としての管理標準に基づいて、各工場・事業場ごとに個別の管理標準を作成してください。前段には、各工場・事業場ごとの基本的な事項（エネルギー管理組織・体制や担当者等）を規定することが望ましいです。

■事業者が保有する設備ごとに、事業場に関しては判断基準の1.（P.10～P.12）の、工場等に関しては判断基準の2.（P.12～P.16）の各分野のうち該当する分野ごとに、「管理」「計測及び記録」「保守及び点検」「新設に当たっての措置」のうち、該当する項目について管理標準を作成してください。

○○工場　エネルギー管理規程

目　次

■　○○工場　エネルギー管理組織体制
1. 主要設備 …… 1
2. 管理体制及び担当者 …… 2
3. 管理・報告基準 …… 4

■　個別管理標準
1. 原単位 …… 7
2. ボイラー設備 …… 8
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検
3. 空気調和設備 …… 10
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検
4. ヒートポンプ …… 12
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検
5. 発電専用設備 …… 14
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検
6. 受変電設備及び配電設備 …… 16
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検
7. 照明設備 …… 18
①管理　②計測及び記録　③保守及び点検

基本的な事項

設備ごとの管理標準

「省エネ法」に基づく管理標準	3. 空気調和設備管理標準	整理番号：
		改訂：○版　頁：1/2

項　目	内　容	管理標準
空気調和設備の運転管理 該当する判断基準 Ⅰ1(1)①ア	1. 基準温度と湿度 ①室内温度の計測 室内の代表的な場所に温度計を設置する。室内が広い場合は複数箇所とする。 ②基準温度（解説Ⅰ：省略） 夏季：冷房 冬季：暖房 中間期：空調熱源を停止し、主として外気冷房を行う。全熱交換器はバイパスする。 ③湿度	床上　1.2m 28℃ 20℃ 20～28℃ 40～70%
Ⅰ1(1)①ア	2. 空間の限定 ①空調は必要範囲に限るものとし、倉庫、書庫等の空調は行わない。 ②高天井は二重天井を設けて、空調空間を縮小する。	
Ⅰ1(1)①ア	3. 使用時間の短縮 ①始業、終業時の空調 始業時：室内及び外気温度の上昇を見ながら、空調機の運転を開始する。 終業時：終業時間前に空調機を停止する。 ②残業時の空調 夜間残業時の空調運転は行わない。	始業15分前～始業1時間後 終業30～60分前
Ⅰ1(1)②ウ	4. 取り入れ外気量の適正化と外気侵入の防止 ①給気と排気のバランス 室内のCO_2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で通風量を調整する。（解説2：省略） ②室内を正圧に保つとともに空調機運転中は窓及びドアの開閉に注意し、外気の進入を防止する。 ③始業時の予熱・予冷時は外気を導入しない。	CO_2濃度 800～950ppm

「省エネ法」に基づく管理標準	3. 空気調和設備管理標準	整理番号：
		改訂：○版　頁：1/2

項　目	内　容	管理標準
Ⅰ1(1)①ア	5. 屋外からの入熱・出熱の抑制 ①ガラス窓からの入熱・出熱を遮蔽するためにブラインド、カーテンなどを利用する。	
Ⅰ1(1)②ウ	6. 計測・記録 室内温度、外気温度、空調機吹き出し温度：3回／日 CO_2濃度：1回／2ヶ月	
Ⅰ1(1)③	7. 保守・点検 ①フィルタの清掃、交換 担当者を決め確実に実施する。 点検表にフィルタ清掃日時、清掃前後のフィルタ差圧、担当者名を記録：2回／月 ②空調機の吸い込み口、吹き出し口前に障害物を置かない。 ③風量調整ダンパの作動確認 外気取り入れダンパ、循環風量調整ダンパ等の点検・整備：1回／6ヶ月 ④熱交換器、ファンコイルの清掃：1回／6ヶ月	差圧：初期抵抗の2倍を限度 吸い込み口：50cm以上 吹き出し口：100cm以上 保守・点検基準
換気 Ⅰ1(1)①キ Ⅰ1(1)②ウ	1. 換気ファンの運転管理 ①利用状況によるファンの運転時間設定 タイムスケジュールにより、利用の少ない時間帯は運転時間を短縮する。 ②CO2濃度の計測・記録により、換気ファンの運転基準を修正：1回／2ヶ月	

参考4 業務用ビルの省エネルギー対策事例

■建築物の省エネルギーを進めるためには、建築物の断熱性能の向上とともに、空気調和設備、照明設備等の建築設備を効率的に運用するための措置を講ずることが必要です。
■一般的な業務用ビルの省エネルギー対策の一例を以下に示します。

給湯設備・給排水設備

項目	対策事例
給湯設備管理	●給湯温度の適正化 ●休日・夜間のスケジュール制御
給排水設備管理	●中水（雨水・井水等）の利用 ●節水対策（節水コマ・自動洗浄・擬音装置等）

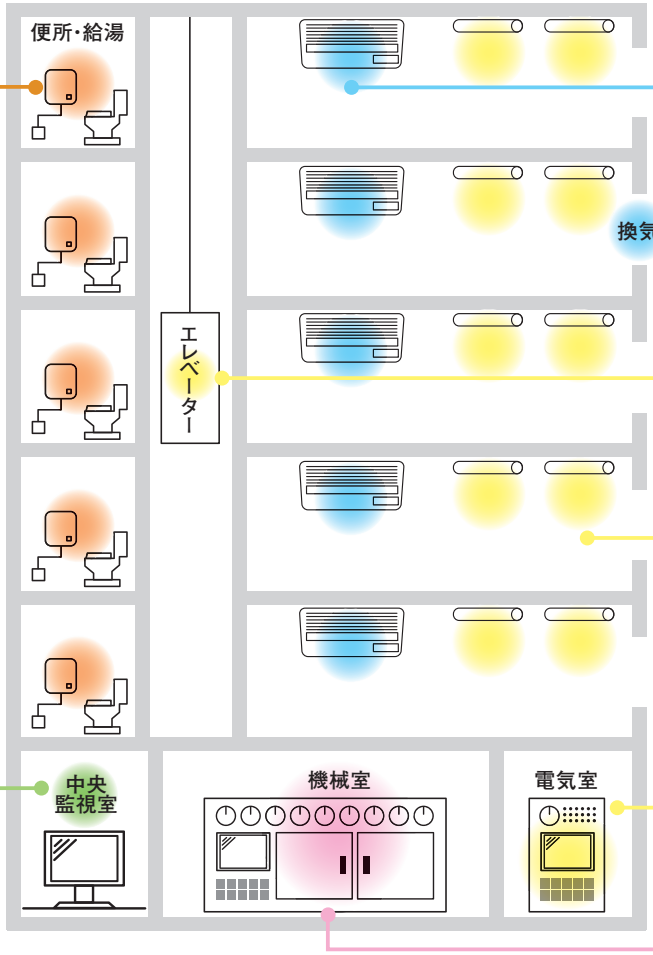

空気調和設備・換気設備

項目	対策事例
空調運転管理	●室内設定温湿度の適正化 ●外気取り入れ量制御 ●運転時間の見直し
空調効率の管理	●空調区画の適正化 ●外気利用（外気冷房）
省エネ機器の導入	●熱搬送機器速度制御（VAV・VWV） ●全熱交換機の設置
換気設備の管理	●換気回数の適正化 ●運転時間の見直し

照明設備・昇降機設備・電気設備

項目	対策事例
照明設備管理	●照度の適正化 ●不要時間帯消灯（昼光利用等） ●省エネ型蛍光灯の採用
昇降機設備管理	●エレベータの稼働台数制御 ●エレベータの停止回数の削減 ●エレベータの時間帯別運転
受変電設備管理	●電圧の調整 ●デマンドの適正化 ●力率改善制御
OA機器管理	●待機時電力の削減 ●不要時間帯電源遮断
自販機管理	●省エネ型機器の導入 ●時間帯別制御

熱源設備・熱運搬設備

項目	対策事例
燃焼装置性能管理	●空気比の適正化
冷凍機性能管理	●冷水出口温度の適正化
熱源機器の運転管理	●熱源機器の台数制御
補機の運転管理	●冷却塔の運転制御
熱搬送設備の運転管理	●ポンプ・ファンの台数制御 ●ポンプ・ファンの回転数制御
排ガス温度・排熱回収	●排ガス温度の設定 ●熱回収（HP・CGS等）
配管系統	●蒸気漏れ対策 ●保温対策
蓄熱槽の管理	●蓄熱効率の適正化

一般管理

項目	対策事例
エネルギー管理体制	●組織の整備 ●管理標準の設定
計測・記録の実施状況	●計測機器の設置 ●定期的な計測・記録の実施
エネルギー使用量管理	●日・月使用量の記録
機器の保守管理	●機器の性能管理
エネルギー消費原単位管理	●エネルギー消費原単位（例：MJ／㎡・年度）管理
PDCAサイクル	●PDCAサイクル管理

参考5 省エネ法における手続スケジュール

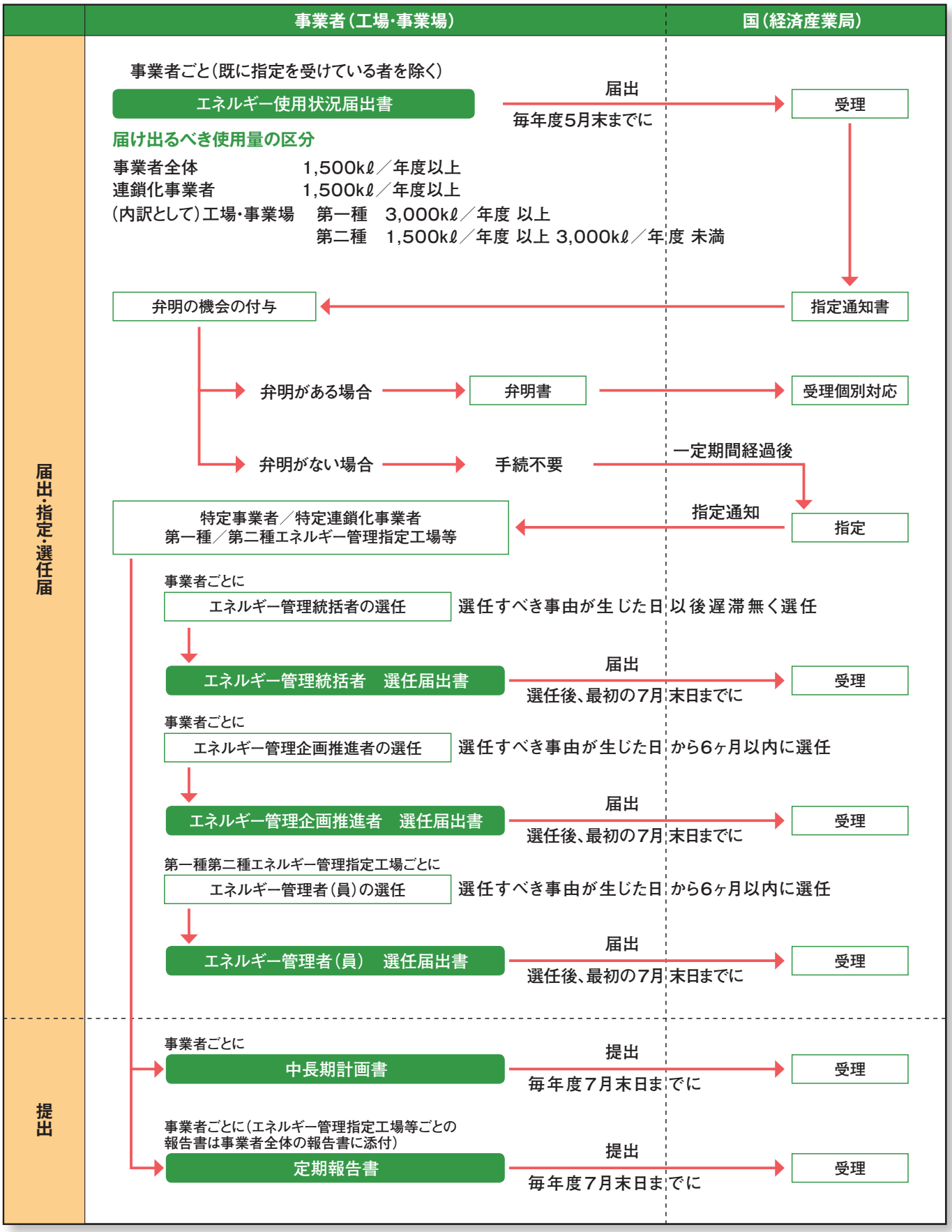

お問合せ先

経済産業省　窓口

		担当地域
●北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL：011-709-1753	北海道
●東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL：022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
●関東経済産業局 省エネルギー対策課	TEL：048-600-0426	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
●中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL：052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
●近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL：06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
●中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL：082-224-5741	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
●四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL：087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
●九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL：092-482-5473	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
●沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	TEL：098-866-1759	沖縄県
●資源エネルギー庁 省エネルギー課	TEL：03-3501-9726	
●産業技術環境局 環境政策課 環境経済室	TEL：03-3501-1679	（温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ）

検索キーワード例　北海道　経産局　省エネ法　検索

関係機関　窓口

●国土交通省 総合政策局 環境政策課	TEL：03-5253-8263　（輸送に係る措置に関する問合せ） TEL：03-5253-8269　（不動産業、建設業関係に関する問合せ）
●環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	TEL：03-5521-8249　（温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ）
●一般財団法人 省エネルギーセンター	TEL：03-5439-9710

省エネ法に関する情報は、以下のホームページでも掲載しています。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/

検索キーワード　省エネ法　検索

●省エネ法関連Q&A集（省エネ法に関するQ&A）をまとめたものです。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/140401_qa.pdf

検索キーワード　省エネ法　QA集　検索

●住宅・建築物に係る措置の詳細については、以下の建築物省エネ法のURLを御参照ください。（建築物省エネ法（国土交通省）のウェブサイト）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス非出量の算定、報告、公表制度について詳細については、以下のURLを御参照ください。

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/

●お問合せは「算定・報告・公表制度ヘルプデスク」へ

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions

発行元：経済産業省 資源エネルギー庁
発　行：2017年1月

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。